

# 独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

## 全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

### ①評価結果の総括

・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、事業内容が大幅に縮小された中、相応の組織体制・人員で、第二期の中期計画の達成に向けて業務を順調に進捗させ、廃止された業務を除き、中期目標期間において、定められた計画を達成している。

また、廃止するものとされた国立大学法人等の財政・経営に関する調査及び研究の実施、財務・経営に関する情報提供等、国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言に係る中期計画についても廃止されるまでの間は、中期目標の趣旨に沿った業務が適切に行われた。

・国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人ときめ細かい連携の下、施設整備に必要な資金の貸付・交付事業等を的確に遂行し、各業務の品質向上と効率化に役員及び職員一丸となって取り組んでいる。法人の統合にかかる問題や懸案事項については、理事長のリーダーシップの下、戦略会議等で検討している。本センターのミッション等を全役職員間で共有しているとともに、外部にも発信している。国立大学法人等と財務・経営面における情報交換、情報共有を行っている。

・国立大学附属病院における施設整備等は、地域医療の最後の砦としての公的使命機能を維持するために、大きな役割を果たしている。今後も、本センターが大学評価・学位授与機構と統合した後も国立大学附属病院における教育研究診療機能の高度化に貢献することが期待される。

### ②中期目標期間の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

#### (1)事業計画に関する事項

・今中期目標期間中に、旧特定学校財産の管理処分のうち、広島大学本部地区跡地について、売却処分が完了している。また、東京大学生産技術研究所跡地の売却は順調に進んでおり、今後も着実に実行していくことが期待される。(項目別p-63、64)

#### (2)業務運営に関する事項

・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、既存事業の徹底した見直しを行い、重点化、効率化が進められている。本センターのミッションを十分に果たしていくため、今後とも、当該ミッションが全役職員に十分浸透するように努めるとともに、その状況を適切に把握していくことが重要である。

(項目別p-1、3)

#### (3)その他

・本センターの事業の重要性及び成果について社会に対して広くアピールするとともに、国立大学法人の財務環境が年々厳しくなっていることも踏まえ、今後の事業の在り方についての将来展望を明らかにしていく必要がある。(項目別p-7、8)

### ③特記事項

・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について、着実に対応を進めていることは評価できる。一方で、今後予定されている大学評価・学位授与機構との統合に当たっては、これまで本センターの研究部が担ってきた調査研究の成果も含めた蓄積やノウハウについて、その重要性に鑑み、統合後の法人に継承されることが期待される。

文部科学省独立行政法人評価委員会  
高等教育分科会 大学支援関係法人部会  
国立大学財務・経営センター作業部会 名簿

- ・ 委員 佐野 慶子 公認会計士
- ・ 臨時委員 河野 陽一 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院長
- ・ 臨時委員 前田 博 弁護士
- ・ 臨時委員 吉田 文 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A	A	A
1 内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況	A	1 内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況	A	A	A	A	A
2 外部委託の検討・実施状況	A	2 外部委託の検討・実施状況	A	A	A	A	A
3 事務情報化の推進状況	A	3 事務情報化の推進状況	A	A	A	A	A
4 見直しの実効性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	A	4 見直しの実効性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	B	A	A	A	A
5 効率化の実施状況	S	5 効率化の実施状況	S	S	S	S	S
6 随意契約の適正化等の状況	A	6 随意契約の適正化等の状況	A	A	A	A	A
7 大学評価・学位授与機構との統合状況	—	7 大学評価・学位授与機構との統合状況	—	—	—	—	—
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A	A	A
1 国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言の実施状況	A	1 国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言の実施状況	A	A	—	—	—
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	A	2 施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	A	A	A	A	A
(1)施設費貸付事業	A	(1)施設費貸付事業	A	A	A	A	A
(2)施設費交付事業	A	(2)施設費交付事業	A	A	A	A	A
3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況	A	3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況	A	A	A	—	—
4 財務・経営に関する情報提供等の実施状況	A	4 財務・経営に関する情報提供等の実施状況	A	A	A	—	—
5 国から承継した財産等の処理の実施状況	A	5 国から承継した財産等の処理の実施状況	B	B	A	A	A
III 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	A	III 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A
1 財務状況及び保有資産の管理・運用等の状況	A	1 財務状況及び保有資産の管理・運用等の状況	A	A	A	A	A
2 自己収入の確保の状況	A	2 自己収入の確保の状況	S	B	B	A	A
3 人件費の削減、諸手当・法定外福利費等の状況及び給与水準の状況	S	3 人件費の削減、諸手当・法定外福利費等の状況及び給与水準の状況	A	A	S	S	S
IV 短期借入金の限度額	—	IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—
V 重要な財産の処分等に関する計画	—	V 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—
VI 剰余金の使途	A	VI 剰余金の使途	A	A	A	A	A
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A
1 人事管理の状況	A	1 人事管理の状況	A	A	A	A	A
2 中期目標期間を超える債務負担の状況	A	2 中期目標期間を超える債務負担の状況	A	A	A	A	A

※「—」は当該年度では該当がないことを表す。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収入						支出					
運営費交付金	482	455	393	337	294	センター事業費	220	228	180	100	112
産学協力事業収入	129	121	111	13	—	一般管理費	167	175	166	139	137
受託事業収入	12	—	2	—	—	産学協力事業費	100	92	82	16	—
寄附金収入	—	—	—	—	—	受託事業費	12	—	2	—	—
長期借入金等	56,395	41,454	53,940	54,995	62,944	施設費貸付事業費	58,170	38,974	52,131	53,466	61,771
長期貸付金等回収金	76,806	77,143	79,136	78,530	77,785	施設費交付事業費	23,309	7,084	6,983	5,469	5,513
長期貸付金等受取利息	21,830	19,942	18,112	16,238	14,546	長期借入金等償還	75,016	79,655	80,946	80,060	78,959
財産処分収入	6,800	5,600	5,888	5,100	9,037	長期借入金等支払利息	21,419	19,474	17,663	15,813	14,160
財産賃貸収入	592	501	424	347	281	租税公課等	121	116	110	95	80
財産処分収入納付金等	13,278	130	728	275	2,325	債券発行諸費	13	14	13	13	13
有価証券利息	32	14	11	14	9	債券利息	243	275	255	210	161
雑収入	6	7	11	1,153	11	その他の支出	4	4	0	1,131	0
その他の収入	—	—	—	14	3						
計	176,362	145,366	158,757	157,017	167,234	計	178,795	146,091	158,532	156,514	160,908

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

- ・単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。
- ・平成24年度における雑収入の増は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)及び学術総合センター講堂・会議室等の売却を行ったことに伴う売却収入の増である。
- ・平成24年度におけるその他の支出の増は、上記売却による国庫納付及び売却収入に係る消費税の支払いに伴う増である。
- ・産学協力事業(大学共同利用施設の管理運営事業)については、上記閣議決定を受け、平成24年度をもって終了している。
- ・平成25年度における財産処分収入の増は、広島大学本部地区跡地を売却したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
費用						収益					
経常費用	46,826	30,290	27,790	24,961	25,208	経常収益	42,950	26,631	25,272	22,674	26,621
業務費	46,642	30,097	27,613	24,806	25,056	運営費交付金収益	383	400	338	229	606
施設費交付金	22,134	7,821	7,350	5,494	5,560	共同利用施設貸付料収入	135	123	121	18	—
減価償却費	114	104	89	4	2	政府等受託収入	12	—	2	—	—
長期借入金支払利息	4,260	4,690	5,015	5,195	5,268	処分用資産賃貸収入	592	501	424	346	283
承継債務支払利息	16,956	14,595	12,456	10,415	8,691	処分用資産売却益	—	—	—	—	—
センター債利息	243	275	253	208	160	処分用資産売却収入	6,800	5,600	5,635	5,724	9,037
その他経費	2,936	2,612	2,449	3,491	5,375	施設費交付金収益	13,278	130	728	275	2,325
一般管理費	170	179	164	141	139	施設費貸付金受取利息	4,672	5,159	5,460	5,623	5,653
減価償却費	5	4	2	2	1	承継債務負担金債権受取利息	16,956	14,595	12,456	10,415	8,691
その他経費	165	175	161	138	137	寄付金収益	0	0	0	—	0
財務費用	13	14	13	13	13	資産見返負債戻入	99	102	84	5	4
長期借入金支払利息	—	—	—	—	—	財務収益	18	15	12	14	11
承継債務支払利息	—	—	—	—	—	運用利息	—	—	—	—	—
センター債利息	—	—	—	—	—	長期貸付金受取利息	—	—	—	—	—
債券発行費等	13	14	13	13	13	承継債務負担金債権受取利息	—	—	—	—	—
臨時損失	—	10	3	13	—	有価証券利息	18	15	12	14	11
						雑益	6	7	11	24	13
						臨時利益	—	—	—	2	1
計	46,826	30,300	27,794	24,974	25,208	計	42,950	26,631	25,272	22,675	26,622
						純利益又は純損失(△)	△ 3,876	△ 3,669	△ 2,522	△ 2,299	1,414
						前中期目標期間繰越積立金取崩額	20	16	11	21	—
						国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	3,896	3,684	2,558	2,288	—
						目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
						総利益	39	31	47	10	1,414

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

・単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

・平成21年度から平成24年度までにおける前期中期目標期間繰越積立金取崩額は、第1期中期目標期間において自己収入で購入した固定資産の減価償却額及び減損に充当した。(現金の支出を伴わない、会計上の処理である。)

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	104,035	66,431	77,579	75,348	81,971	業務活動による収入	120,055	104,004	104,820	100,910	104,287
投資活動による支出	50,714	63,392	36,299	41,300	35,586	投資活動による収入	56,716	59,631	33,500	38,309	30,596
財務活動による支出	75,016	79,655	80,946	81,138	78,959	財務活動による収入	56,382	41,440	53,927	54,982	62,931
翌年度への繰越金	13,563	9,160	6,583	2,997	4,295	前年度よりの繰越金	10,174	13,563	9,160	6,583	2,997
計	243,328	218,638	201,407	200,784	200,812	計	243,328	218,638	201,407	200,784	200,812

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

・単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
資産						負債					
流動資産	956,419	914,436	885,227	857,333	842,177	流動負債	81,852	83,014	82,419	80,780	79,203
固定資産	7,985	7,586	5,970	1,042	1,002	固定負債	840,300	800,707	774,520	750,530	735,533
						負債合計	922,152	883,721	856,939	831,310	814,736
						純資産(資本)					
						資本金	9,602	9,602	9,602	1,372	1,372
						資本剰余金	△ 1,873	△ 2,155	△ 3,676	△ 339	△ 375
						利益剰余金	34,522	30,854	28,332	26,033	27,447
						(うち当期末処分利益)	39	31	47	10	1,414
						純資産(資本)合計	42,251	38,301	34,258	27,065	28,443
資産合計	964,403	922,022	891,197	858,375	843,179	負債純資産(資本)合計	964,403	922,022	891,197	858,375	843,179

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

・単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

・平成24年度における固定資産及び資本金の減は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)及び学術総合センター講堂・会議室等の売却を行ったことに伴う減である。

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
I 当期未処分利益	39	31	47	10	1,414
当期総利益	39	31	47	10	1,414
前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
II 利益処分量	39	31	47	10	1,414
積立金	39	31	47	10	368
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金	—	—	—	—	1,046
独立行政法人通則法第44条 第3項により主務大臣の承認 を受けた額	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

・平成25年度における当期総利益は、運営費交付金債務の精算収益化及び処分用資産売却収入・施設費交付金収益の増等によるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
役員	3	2	2	2	2
役員(非常勤)	1	2	2	2	2
研究職員	4	4	4	0	0
事務職員	22	22	19	19	19
	30	30	27	23	23

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

・職員数については、各年度計画における常勤職員数を記載している。

# 独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

【(大項目) I】	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A										
【(中項目) I-1】	1 内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況	【評定】 A										
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。</p> <p>また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の見直し等により、重点化、効率化を進める。</p>		<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24	H25								
A	A	A	A	A								
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>・実績報告書1～5頁参照</p>										
評価基準	実績	分析・評価										
<p>・国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行ったか。</p> <p>また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進めたか。</p>	<p>(1) 役員の状況</p> <p>役員については、平成 20 年 10 月以降、理事長、理事及び監事2名(非常勤2名)の体制となっており、第2期中期目標期間中も本体制を維持している。</p> <p>(2) 事務組織の状況</p> <p>事務組織については、第2期中期目標期間当初は、理事長、理事の下、1部(総務部)3課(総務課、施設助成課、経営支援課)、事務職員総数 20 人の体制で開始したが、その後、業務内容の変更等に伴い、必要に応じて組織の見直しを行った結果、最終的に1部2課、事務職員総数 16 人の体制とした。</p> <p>a. 経営支援課の廃止</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、「財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する」とされたことを踏まえ、平成 22 年度末で経営支援課を廃止している。</p> <p>b. 総務部副部長の配置</p> <p>平成 23 年 4 月より主として施設費貸付事業に係る国立大学附属病院の施設等の調査・分析を実施するため、新たに総務部副部長を設置した。</p> <p>(3) 研究組織の状況</p>	<p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき適切な組織の見直しを実施した。また法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえ既存事業の徹底した見直しを行い、重点化、効率化を進めた。業務縮小に伴い、期間当初からスリム化したことは、業務規模に見合ったものと評価できる。</p> <p>○経営支援課及び研究部の廃止は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づいたやむを得ない措置であったが、蓄積した情報・ノウハウを今後も有効利用されることが期待される。</p>										



	<p>研究組織については、第1期中期目標期間に引き続き、5研究部門(高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論)の体制を維持し、研究部長(教授)1人、教授2人、の計3人の常勤職員を配置するとともに、6人の客員教授等(非常勤講師)を配置した。また、毎年度、外国人研究員1人を招聘した。</p> <p>なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度末に研究部を廃止している。</p> <p><b>【業務の有効性・効率性に係る取組】</b></p> <p><b>【法令等の遵守に係る取組】</b></p> <p>(4)運営組織の状況</p> <p>理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。</p> <p>① 運営評議会</p> <p>理事長に対し助言を行う「運営評議会」(国立大学学長、学識経験者等20名以内で構成)を平成16年4月から設置しており、第2期中期目標期間中においても、毎年度2回程度会議を開催し、中期計画、年度計画等の重要事項について審議を行った。</p> <p>② 研究活動委員会</p> <p>運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」(国立大学法人等の教員、研究者等18人以内で構成)を平成16年6月から設置しており、平成21年4月以降についても、毎年度2回程度会議を開催し、調査研究及び教育研究職員の人事に関する事項等について審議を行い、運営評議会会長に報告を行った。</p> <p>③ 連絡会議</p> <p>平成16年4月から、引き続き、理事長の下、役員(監事含む)、課長以上の職員、及び教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に関</p>	<p>○運営評議会、研究活動委員会(平成23年度まで開催)、連絡会議、戦略会議など運営組織は、効率よく実績を上げており評価できる。理事長のリーダーシップが発揮しやすく、また懸案事項の実質的な対応が出来る「戦略会議」を開催して検討していることは評価できる。</p>
--	---	---

<p>【内部統制の取組】</p> <p>・内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。</p>	<p>催している。</p> <p>連絡会議では、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各課所掌の事業に取り組むこととしており、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行っている。</p> <p>また、その結果については、同会議メンバーから各課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化に繋げている。</p> <p>④ 戦略会議</p> <p>平成 24 年4月から理事長の下に役員及び課長以上の職員で構成する「戦略会議」を設置しており、毎週定期的に開催している。</p> <p>センターでは「連絡会議」を役員会として位置付け、主として行事予定、主要業務の意見交換・報告等が行われているのに対し、「戦略会議」は、理事長のリーダーシップの下、今後のセンターの懸案事項等に関してブレインストーミング(集団発想法)的な会議形態を用いて各種対応案を検討している。</p> <p>(5)内部統制の状況</p> <p>○法人の長のマネジメント環境の整備</p> <p>予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。</p> <p>○法人のミッションの周知・徹底</p> <p>大学改革を支援する法人として求められる事業の在り方を検討し、それを実現するための能力を高めるため、理事長のリーダーシップの下、平成 24 年4月 17 日付でセンターの新たな運営方針を策定し、全役職員に対しての周知徹底を行った。</p> <p>また、連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。さらに、平成24年度から、業務に関して、役員による講話を年4、5回程度実施し、内部統制の強化及び職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化さ</p>	<p>○予算・人事等の決定手続きは、原則としてすべて理事長の決定により実施されており、理事長のマネジメントが機能していることは評価できる。監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意し、監査結果は理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載して全職員に周知していることは、組織の情報透明性の確保の観点からも評価できる。</p>
---	---	---

	<p>せている。</p> <p>これらのほか、平成23年度から広報活動の一環として、理事長のリーダーシップの下、当センターのウェブサイトにて理事長のページを作成し、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている。</p> <p>この他、平成26年1月に国立大学附属病院の現況等を収集した「大学病院の現状」を文部科学省監修のもと製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。</p> <p>○リスク管理</p> <p>センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長等で対応について検討し、対処している。</p> <p>○監査体制の充実・強化</p> <p>文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成20年度に係る業務の実績に関する評価」において、「監査室の充実、強化が望まれる」との指摘があったことを踏まえ、必要な規程の改正・整備を行い、平成21年10月から人員の増員(2名→3名)などの内部監査室の体制強化等を図った。</p> <p>○内部監査</p> <p>内部監査室において、各年度当初に当該年度の「内部監査計画」を作成し、本計画に基づき、定期監査を実施している。なお、定期監査結果については、理事長に報告を行うとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知するとともに、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。なお、第2期中期目標期間中は問題等なかった。また、業務全般に対し、業務の適正かつ効率的な執行に資するため、例えば、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施している。</p> <p>○監事監査</p> <p>監事監査については、監事監査規則及び監事監査実施基準に則り、毎年度監査計画を策定し、期中監査(業務監査)及び期末監査(業務及び会計監査)</p>	<p>○法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握、対応を行っている。また、法人の長が内部統制の現状を的確に把握した上でリスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているなど、リスク管理は適切に行われている。</p> <p>○「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づく今後の対応について、「戦略会議」を開催して対応の検討を行っていることは評価できる。また「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、速やかに統合に向けた検討を行っていることは評価できる。</p>
--	--	---

	<p>等を実施した。</p> <p>監査の実施にあたっては、「文部科学省評価委員会による年度評価」、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)」、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)」などにおける指摘事項等に留意し、適宜重点項目やヒアリング項目に反映させ、適切に監査を実施した。</p> <p>○内部統制の状況把握・課題への対応</p> <p>内部監査、監事監査及び会計監査人による監査の結果については、いずれも理事長に報告を行い、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行っている。</p> <p>また、平成 24 年度から、理事長のリーダーシップの下、新たな運営方針の策定、役員による講話等を実施し、内部統制の強化及び法人のミッションの共有化を図っている。</p> <p>○中期目標・中期計画を達成するための計画の設定</p> <p>中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度計画を作成している。この年度計画において、各事業ごとに当該年度の目標を設定している。</p> <p>また、当センターのウェブサイトにて中期目標等を掲載し、外部に当センターのミッション等を発信するとともに全役職員に周知している。全役職員が閲覧することにより、全役職員が法人のミッションを意識しつつ、業務を遂行している。なお、第 2 期中期目標期間中において、未達成項目(業務)はなかった。</p> <p>○上記計画の実施状況・結果のモニタリング</p> <p>事項ごとの業務実績については、毎年 12 月(期中監事監査)、3 月(運営評議会)、6 月(期末監事監査、運営評議会)の 3 回報告書を作成し、適切にモニタリングを行っており、結果については、理事長に報告し、モニタリングの際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。</p> <p>○法人文書管理</p> <p>平成 23 年度の公文書管理法施行に伴い、平成 24 年度以降、内部監査、期中監事監査及び文書管理者(課長級)による点検において、法人文書管理に係る点検及び監査を実施している。</p>	<p>○内部監査、監事監査及び会計監査人による監査の結果については、いずれも理事長に報告を行い、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適切な対応が取れる体制を構築している。</p> <p>○ウェブサイトにて中期目標等を掲載することでセンターのミッション等を外部に発信し、また役職員に周知していることは評価できる。</p> <p>なお、役職員にミッションが浸透しているか適切に確認する仕組みや、各役職員からの提案、立案などが受け入れ易いシステムを構築することが期待される。</p>
--	--	---

	<p>○規則等の見直し</p> <p>国における取組や独立行政法人を取り巻く状況を踏まえ、適宜、必要な規則等の見直しを実施している。</p> <p>なお、主な見直しの状況については、以下のとおり。</p> <p>平成 21 年 5 月:「役員給与規則」及び「職員給与規則」の一部改正(平成 21 年 5 月 29 日付け給与法改正に係る必要な見直し)</p> <p>平成 21 年 12 月:「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の一部改正(平成 21 年 11 月 30 日付け給与法改正に係る必要な見直し)</p> <p>平成 22 年 4 月:「職員退職手当規則」の一部改正(国家公務員退職手当法改正に係る必要な見直し)</p> <p>平成 23 年 3 月:「組織運営規則」、「事務組織規則」等の一部改正(経営支援課の廃止に伴う必要な見直し)</p> <p>平成 23 年 4 月:「法人文書管理規則」等の制定(公文書管理法施行に伴い新たに制定)</p> <p>平成 24 年 4 月:「役員給与規則」の一部改正(国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律制定に係る必要な見直し)</p> <p>平成 24 年 5 月:「職員給与規則」の一部改正(国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律制定に係る必要な見直し)</p> <p>平成 24 年 12 月:「情報セキュリティポリシー」等の制定(情報セキュリティに対する組織・管理体制及び監査体制の整備に伴う制定)</p> <p>平成 25 年 10 月:「施設費貸付規程」等の一部改正(財務省理財局による「財政融資資金本省資金融通先等実地先実施監査」および会計検査院の検査での指摘を踏まえた必要な見直し)</p> <p>(6) 法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組</p> <p>○国立大学財務・経営支援懇談会</p> <p>当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を毎年度開催(平成 21 年度:1回、平成 22 年度:1回、平成 23 年度:1回、平成 24 年度:3回、平成 25 年度:2回)している。</p> <p>本懇談会での議論を受けて、当該意見を集積するとともに、各種検討課題等へ</p>	<p>○「国立大学財務・経営支援懇談会」や「病院経営分析検討チーム」の開催、一般社団法人国立大学協会との連携などの活動は、法人業務に対するニーズを把握して、本センターの業務を推進する上で評価できる。なお、「病院経営分析検討チーム」の活動は、本センターの業務展開の方向を定める上で重要であり、今後も、国の医療計画</p>
--	---	---

	<p>反映させるなど、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。</p> <p>○病院経営分析検討チーム      理事長のリーダーシップの下、国立大学附属病院の危機的財務状況に起因する「地域医療の最後の砦としての公的使命機能」及び「教育研究機能」の低下に対して、当センターがより一層充実した支援機能を果たすため、平成 22 年度にセンター一役職員及び外部委員で構成される「病院経営分析検討チーム」を設置した。      本チームは国立大学附属病院関係者（OB 含む）で構成されており、第 2 期中期目標期間中は、計 9 回開催している。</p> <p>○一般社団法人国立大学協会との連携      当センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、国立大学協会との連携を図るため、毎月定期的に意見交換を実施する等、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めている。</p> <p>○国民・利用者等からの意見聴取等      当センターの業務・マネジメントに関し、国民・利用者からの意見を聴取するため、平成 21 年 9 月から、ウェブサイトにおいて、随時意見募集を行っている。      また、法人業務に対するニーズ把握について、国立大学法人等や一般からの意見聴取も以下のとおり実施した。</p> <p>① 法人業務に関するニーズ      当センターは、施設費貸付・交付を主な法人業務としており、民間金融機関の業務に近いことを踏まえ、平成 23 年度に地方銀行役員から業務に対するニーズ調査を行い、「国立大学附属病院への融資は採算だけに特化できない」等の意見をいただいている。これを踏まえ、平成 24 年度において、銀行系シンクタンクに対し、今後のセンター業務に関する意見聴取を行い、「事業を通じた独法としての存在意義発揮の観点から、施設費貸付事業に係るコンサル等、それに係る人材育成等を検討すべき」旨の意見等をいただいている。</p> <p>② センターの組織・運営マネジメントに関するニーズ      センター債券の発行に当たり、IR 活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、当センターの組織・運営マネジメントについて投資家の意見等を</p>	<p>及び診療報酬の改定等に合わせて「病院経営分析検討チーム」を開催するなど、より活発な取組が望まれる。</p>
--	--	--

聴取している。

③ 調査研究業務に関するニーズ

研究部主催のシンポジウムや高等教育財政・財務研究会において、参加者に対し、アンケート調査を実施し、今後、取り上げて欲しいテーマや意見等の聴取を行った。

④ 大学共同利用施設(講堂・会議室等)に関するニーズ

会議等の主催者にアンケート調査を実施するとともにロビーに利用者アンケートと回収箱を設置し、意見等の聴取を行った。

(7) 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組

○職員に対する研修等の推進

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り研修等に参加させ、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。

また、平成 23 年度からは職場内での研修会等も積極的に実施しており、外部機関で研修を受講した当センター職員を講師とした研修を行うとともに、平成 24 年度からは、業務に関し、理事長及び理事による講話(平成 24 年度:5回、平成 25 年度:2回)を実施し、当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。

<研修参加実績>

年度	H21	H22	H23	H24	H25	合計
件数	14件	19件	26件	36件	35件	130件
延べ出席人数	26名	32名	42名	64名	87名	251名

○節電及び経費の削減・効率化のための意見募集

平成 21 年 10 月に「独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自律的な無駄の削減への取組について」(平成 21 年 10 月 1 日付け理事長決定)を制定し、同年から当該決定に基づき、「経費の削減・効率化のための職員への意見募集」を行うなど、経費の削減・効率化に向けた取り組みを実施している。平成 23 年度からは、東日本大震災により、東京電力管内の電力供給力が大幅に低下すると見込まれたことから、職員から意見募集を行い、夏季一斉休暇の

	<p>設定等の意見を取り入れた上で、夏期節電計画及び冬期節電計画を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。</p> <p><b>【資産の保全に係る取組】</b></p> <p>○保有資産・運営等の見直し状況</p> <p>大学共同利用施設について、当センターが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められること等により、それぞれ複数の不動産鑑定士に施設の鑑定評価をしてもらった結果を平均することで評価額を決定し、それに基づいて、キャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、平成 24 年4月をもって、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却（それぞれ平成 24 年3月 30 日付で建物等売買契約を締結）した。また、講堂・会議室等についても、平成 24 年5月 17 日をもって、国立大学法人一橋大学に売却（平成 24 年5月 14 日付で土地建物等売買契約を締結）した。</p> <p>事務所スペースについては、平成 23 年4月から学術総合センターにある東京連絡所のフロアの一部を独立行政法人国立高等専門学校機構に貸与している。また、利用実態等を踏まえた効率化の観点から、千葉本部については、放送大学学園から賃借している面積を減らし、東京連絡所においては、フロアの一部を追加で独立行政法人国立高等専門学校機構へ一時使用承諾をし、経費節減を図る等、保有資産の不断の見直しを実施している。</p> <p><b>【財務報告等の信頼性の確保に係る取組】</b></p> <p>○財務報告等については、財務諸表、事業報告書及び決算報告書を作成し、監査法人及び監事による監査により情報の信頼性を確保した。また、非財務情報についても、文部科学大臣に提出する認可または承認の申請書、その他の行政機関等に提出する実績報告書等の重要な文書について、監事に回付し情報の信頼性を確保した。</p>	<p>○大学共同利用施設については、保有資産の見直しにより資産の売却が進んだ。事務所スペースについては、利用実態の観点から、東京連絡所の余剰スペースは貸与するとともに、千葉本部は賃借面積を減らすなど、経費節減を図っている。</p> <p>○財務報告等の信頼性の確保に係る取組は適切である。</p>
--	--	--



【(中項目) I-2】 2 外部委託の検討・実施状況		【評定】																												
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。</p>		A																												
		H21	H22	H23	H24	H25																								
		A	A	A	A	A																								
		実績報告書等 参照箇所																												
		・実績報告書6頁参照																												
評価基準	実績	分析・評価																												
<p>・業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図ったか。</p>	<p>○外部委託の効率化の状況</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)については平成24年3月30日付で国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に、一橋記念講堂等については平成24年5月17日付で国立大学法人一橋大学にそれぞれ売却した。</p> <p>なお、上記大学共同利用施設保有期間中は適切な管理運営の実施と効率化を図るため、利用者サポート業務、会場設営サービス業務、予約受付補助業務、請求補助業務等の管理業務全般について、第1期中期目標期間に引き続き外部委託を推進し、業務の効率化を図った。</p> <p>また、平成24年度以降は、一橋記念講堂等の売却に伴い学術総合センターにおける当センターの専有面積持分割合が低くなった結果、面積比により負担割合が決まる委託業務費について削減された。</p> <p>＜学術総合センターにおける外部委託業務の効率化の状況＞ (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物管理業務</td> <td>47,441</td> <td>43,505</td> <td>61,114</td> <td>14,175</td> <td>9,783</td> </tr> <tr> <td>庁舎内清掃業務</td> <td>8,839</td> <td>9,034</td> <td>9,061</td> <td>2,793</td> <td>1,888</td> </tr> <tr> <td>共用会議室総合管理業務</td> <td>14,814</td> <td>16,812</td> <td>7,324</td> <td>1,857</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	H21	H22	H23	H24	H25	建物管理業務	47,441	43,505	61,114	14,175	9,783	庁舎内清掃業務	8,839	9,034	9,061	2,793	1,888	共用会議室総合管理業務	14,814	16,812	7,324	1,857	—	<p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、保有資産の見直しを行い、一橋記念講堂等を国立大学法人一橋大学へ売却したことにより、委託業務の割合が削減されている。キャンパス・イノベーションセンターを保有期間中は、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、第1期中期目標期間に引き続き外部委託を推進し、業務の効率化を図っている。</p>				
事業年度	H21	H22	H23	H24	H25																									
建物管理業務	47,441	43,505	61,114	14,175	9,783																									
庁舎内清掃業務	8,839	9,034	9,061	2,793	1,888																									
共用会議室総合管理業務	14,814	16,812	7,324	1,857	—																									

【(中項目) I-3】 3 事務情報化の推進状況		【評定】				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。		A				
		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>				
		・実績報告書6～7頁参照				
評価基準	実績	分析・評価				
・情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図ったか。	<p>○事務情報化の推進状況</p> <p>第1期中期目標期間中に実施した物品購入に係る事務処理の電子決裁に加え、平成21年度より、順次電子決裁による事務処理項目を増やす(平成21年度:兼業等の許可、平成22年度:出張依頼、会議等実施、自動販売機売上報告)とともに、事務情報化の推進及び事務的なデータの共有を徹底し、業務の一層の効率化を図っている。</p> <p>また、情報セキュリティ対策のため、情報セキュリティポリシー及び関係規則の制定に向けて、連絡会議において監事も交えた意見交換や専門業者と検討を行い、当センターの情報システム等における業務の継続性を確保するため、当センターの情報セキュリティに対する組織・管理体制及び監査体制を規定した情報セキュリティポリシー及び関連規程を平成24年12月25日付で策定している。</p> <p>なお、策定した情報セキュリティポリシー等を踏まえ、引き続き、さらなる事務情報化を図ることとしている。</p> <p>○債権・債務管理システムの機能追加</p> <p>平成20年度に改修を行った本システムが、平成21年度から稼働したことによって、新たにシステム上で将来における元利金の仮定計算や繰上償還の計算及び担保管理などが可能になった。これによって、債権・債務の管理が一元化されたとともに、従前作成していたExcelデータの紛失・破損などの危険防止も図られた。</p> <p>○ITインフラ等の契約の見直し</p> <p>ITインフラについて、それまで利用しているものに比べ低廉なものが登場している状況を踏まえ、平成22年度にネットワークやホスティングサーバーの見直しを実施し、十分な内容かつ割安なサービスに移行し、事務処理及び経費の効</p>	<p>○物品購入等に係る事務処理の電子決裁を図るなど、情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理の効率化、情報セキュリティ対策の向上を図っている。</p>				

	<p>率化を図った。</p> <p>○e-Taxによる消費税の申告 消費税の申告について、平成21年6月申告分から、インターネットを活用したe-Taxによる代行送信を導入した。</p>	
--	--	--

【(中項目) I-4】 4 見直しの実効性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況		【評定】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や事業運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。</p>		A				
		H21	H22	H23	H24	H25
		B	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		・実績報告書7～9頁参照				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>・事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や事業運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ったか。</p>	<p>(1)客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映</p> <p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)への対応</p> <p>・事務・事業の見直し</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、当センターの実施する「財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言事業」、「財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言事業」及び「高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究事業」について、廃止するとされたことを踏まえ、平成 22 年度末をもって経営支援課、平成 23 年度末をもって研究部を廃止する等の組織及び事業の見直し等の対応を実施している。</p> <p>・保有資産・運営等の見直し</p> <p>大学共同利用施設について、当センターが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められること等により、それぞれ複数の不動産鑑定士に施設の鑑定評価をしてもらった結果を平均することで評価額を決定し、それに基づいて、キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)については、平成 24 年 4 月をもって、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却(それぞれ平成 24 年 3 月 30 日付で建物等売買契約を締結)した。</p> <p>また、講堂・会議室等についても、平成 24 年 5 月 17 日をもって、国立大学法人一橋大学に売却(平成 24 年 5 月 14 日付で土地建物等売買契約を締結)した。</p> <p>事務所スペースについては、平成 23 年 4 月から学術総合センターにある東京連絡所のフロアの一部を独立行政法人国立高等専門学校機構に貸与している。</p>	<p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえて、研究部門の廃止、保有資産の売却など事業運営の効率化が進められている。また、独立行政法人評価委員会による評価を踏まえ、施設費貸付・交付事業を中心に効率性のみならず効果的な運営を進めている。</p>				

また、利用実態等を踏まえた効率化の観点から、千葉本部については、放送大学学園から賃借している面積を減らし、東京連絡所においては、フロアの一部を追加で独立行政法人国立高等専門学校機構へ一時使用承諾をし、経費節減を図る等、保有資産の不断の見直しを実施している。

○「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)への対応

平成 26 年度を目処に設置される新法人に施設費貸付・交付事業を移管するに当たり、大学改革を支援する法人として求められる事業の在り方を検討し、それを実現するための能力を高めるため、理事長のリーダーシップの下、平成 24 年 4 月 17 日付でセンターの新たな運営方針を策定し、全役職員に対して周知徹底を行っている。

また、連絡会議、戦略会議においても必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っている。

なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)に基づく、当センターの廃止及び業務の移管等については、「平成 25 年度予算編成の基本方針」(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)において、当面凍結されたところであるが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合するとされたことを踏まえ、「大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターの統合に関する準備委員会」等で統合に向けた検討を再開した。

○国立大学財務・経営支援懇談会

当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を毎年度開催(平成 21 年度: 1 回、平成 22 年度: 1 回、平成 23 年度: 1 回、平成 24 年度: 3 回、平成 25 年度: 2 回)している。

本懇談会での議論を受けて、当該意見を集積するとともに、各種検討課題等へ反映させるなど、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。

○独立行政法人評価委員会による評価結果への対応  
文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、以下の対応を行っている。

【平成 21 年度】

監査室の充実・強化、大学共同利用施設の利用促進のための方策、広島大学本部地区跡地の処分に係る広島市及び広島大学との密接な協議、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究への着手など、必要な対応を実施した。

【平成 22 年度】

当センターにおける研究成果を業務展開に明確に反映させる方策として、当センター役職員及び外部委員で構成される「病院経営分析検討チーム」の設置等や大学共同利用施設利用者の満足度調査に係るアンケートの回収率強化、広島大学本部地区跡地の処分に係る広島大学等の関係者との密接な協議など、必要な対応を実施した。

【平成 23 年度】

①法人業務等に対する国立大学法人等関係者以外の一般からのニーズ把握をするため、地方銀行役員やセンター債券に係る投資家からの意見聴取等を実施②大学共同利用施設の利用率の向上を図るため、利用案内パンフレットの窓口配布、ウェブサイト等を利用した情報発信の強化や会場下見サービス等を実施、③当センターが主体となり広島大学本部地区跡処分に係る広島大学等の関係者と密接な協議等を重ねた結果、当センターと広島大学で土地交換契約を締結し、土地の整形化を図るなど、当該跡地処分完了に向けて大きく進展した。

【平成 24 年度】

① 事業計画に関する事項

・ 施設費貸付・交付事業を中心とした業務の中で、効率性を求めるだけでなく、国立大学法人に対してさらに効果的な事業を計画するため、施設費貸付事業においては、公的使命達成を念頭に置いた経営の評価・審査能力等の向上に向けた取組みの推進、施設費交付事業においては、財源

確保の検討及び営繕事業費の配分方法について文部科学省と協議の上、見直しに向けた検討を開始した。

・ 広島大学本部地区跡地の処分促進に向け、平成 24 年4月に大学との土地交換により整形化を実施、さらに、土地購入者のリスクとなっていた被爆建物である旧理学部1号館建物及び敷地周辺について広島市への譲与契約を締結した。

残りの土地についても、早期の処分完了に向けて当センターが主体となり、関係者と協議を進めた。

② 業務運営に関する事項

法人業務等に対する国立大学法人等関係者以外の一般からのニーズを把握するため、地方銀行役員、銀行系シンクタンク及びセンター債券に係る投資家からの意見聴取等を実施した。

② その他

人材の育成の観点からの計画的かつ適正な配置を行うため、職員を積極的に研修等に参加させ、職員の専門性の強化や意識改革を図った。

【平成 25 年度】

① 事業計画に関する事項

広島大学本部地区跡地については、保存建物である旧理学部1号館及びその土地を平成 25 年4月1日付けで広島市へ所有権移転した。また、残りのセンター保有地については、広島市及び広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」として公募型プロポーザル方式により選定された、三菱地所レジデンス株式会社を代表とする8者に対して平成 26 年2月に売却を行った。これにより、広島大学本部地区跡地の全ての処分が完了した。

② その他

平成 25 年4月及び8月にプロパー職員の新規採用を実施し、国立大学の運営に欠かせない重要な事業の更なる推進を図った。また、人材の育成の観点からの計画的かつ適正な配置を行うため、職員を積極的に研修等に参加させ、職員の専門性の強化や意識改革を図った。

(2)決算情報、セグメント情報の公表の充実等

平成 21 事業年度財務諸表から、大学共同利用施設の売却が完了した平

	<p>成 24 事業年度にかけて「大学共同利用施設の管理運営事業」を表示した。 また、決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに 掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実を図 った。</p>	
--	--	--



<b>【(中項目) I-5】</b>	5 効率化の実施状況	<b>【評定】</b> <p style="text-align: center;">S</p>										
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費(退職手当を除く。)に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 また、大学共同利用施設の管理運営等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表する。		<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>S</td> <td>S</td> <td>S</td> <td>S</td> </tr> </table>	H21	H22	H23	H24	H25	S	S	S	S	S
H21	H22	H23	H24	H25								
S	S	S	S	S								
		<b>実績報告書等 参照箇所</b> ・実績報告書9～11 頁参照										
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>										
<p>・運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図ったか。</p> <p>・一般管理費(退職手当を除く。)に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、1%以上の業務の効率化を図ったか。</p> <p><b>【一般管理費の削減状況】</b></p> <p>・中期目標期間中の一般管理費の削減は順調に進められたか。</p>	<p>(1)運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況</p> <p>文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化がすでに盛り込まれているところだが、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化を達成している。</p> <p>① 一般管理費(退職手当を除く)の効率化の状況</p> <p>一橋記念講堂等の売却(平成24年5月17日付)による学術総合センターにおける当センターの専有面積持分割合の低下に伴い、持分割合比で負担割合を定めている建物管理業務、庁舎内清掃業務委託、損害(火災等)保険付保に係る経費の削減を図ったほか、放送大学学園から賃借している千葉本部について、利用実態等を踏まえた効率化の観点から、賃借面積を削減したことに伴い使用料が削減された。さらに、ホームページ更新作業の職員による実施、ハイヤー借上の廃止、本部一東京連絡所間ネットワーク及びホスティングサービスの仕様変更、複写機の設置台数の削減、定期刊行物及びセキュリティソフトのライセンス数の見直し等を行ったことから、一般管理費の決算額において、上記のとおり毎年度、中期計画に定める効率化の目標を達成した。</p> <p>また、地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、業務に支障がない範囲において電力の使用抑制を積極的に実施することを目的とし、「国立大学財務・経営センターにおける自主的な無駄の削減への取組について」(平成21年10月1日付け理事長決定)を踏まえ、平成23年度から毎年度「夏期節電計画」(5月1日から10月31日)及び「冬期節電計画」(12月2日から3月31日)を定め、節電及び経費の削減・効率化を図った。</p>	<p>○一般管理費については、毎年10～20%の削減、その他の事業費については、毎年10%の削減を行い、中期計画期間の各年度とも年度計画を上回る削減を実現しており、評価できる。</p>										

【事業費の削減状況】

・中期目標期間中の事業費の削減は順調に進められたか。

② 事業費(退職手当を除く)の効率化の状況

事業費については、国立大学財務・経営情報システムの管理運用業務の契約内容の見直し、「債券内容説明書」の電子化等を実施し、経費の削減を図った。

また、平成 23 年度以降、入札公告期間の延長及び詳細な調達情報の提供の実施により、入札参加者の確保に努め、広島大学跡地管理経費が削減された。(なお、広島大学跡地については、平成 25 年度に三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループ8者に売却した。)

上記の取組の結果、毎年度、中期計画に定める効率化の目標を達成した。

(2)大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)については平成 24 年3月 30 日付で国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に、一橋記念講堂等については平成 24 年5月 17 日付で国立大学法人一橋大学にそれぞれ売却した。

なお、上記大学共同利用施設保有期間中は、建物の管理業務の仕様及び会議室予約管理システムの管理運用業務の契約内容等について見直し、経費の効率化を図った。

<大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の状況> (単位:千円)

事業年度	H21	H22	H23	H24	H25
学術総合センター共用 会議室総合管理業務委託	14,814	16,812	7,324	1,857	—
会議室予約管理システム 運用管理業務	4,572	0	0	0	—

(3)その他業務効率化への取組

平成 21 年度に当センターにおける無駄の削減に対する取組体制、目標及びその達成のための方策である「独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自律的な無駄の削減への取組について」を制定した。これに基づく「経費の削減・効率化のための職員への意見募集」において職員から提案のあった意見を踏まえ、平成 22 年度には所属部署を越えた職員の協力体制の推進によって派遣職員の削減等を実施するなど、経費の削減・効率化に向けた取組を継続した。

○ 旅費の節減・効率化

航空機による出張の際取得したマイルや航空会社の提供する法人向けサービスの活用について、平成 21 年度に理事長決定を制定し、旅費の節減・効率化を図った。

(4) 業務効率化の具体的成果の公表

第2期中期目標期間における各経費の効率化の具体的成果については、毎事業年度の業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、ウェブサイトで公表を行った。

【一般管理費の削減状況】

(単位:千円)

	実績	削減割合
一般管理費		
平成 21 年度	167,426	19.4%
平成 22 年度	175,096	9.5%
平成 23 年度	166,094	11.5%
平成 24 年度	139,104	22.6%
平成 25 年度	137,261	19.4%

【事業費の削減状況】

(単位:千円)

	実績	削減割合
業務経費		
平成 21 年度	220,422	20.1%
平成 22 年度	228,213	13.5%
平成 23 年度	179,932	13.1%
平成 24 年度	100,420	36.8%
平成 25 年度	111,518	10.9%

S評定の根拠(A評定との違い)

【定量的根拠】

(22 年度)

・年度予算において、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化を計画しているが、実績として一般管理費の削減は 16.9%、その他の事業費の削減率は 15.0%と、大幅な効率化が図られている。

(23 年度)

・運営交付金充当業務に関し、一般管理費については、節電・保険に関する入札に見直しや複写機台数や用紙の削減で対前年度 7.1%削減を実施。

事業費については派遣契約や購読刊行物の見直しで対前年度 20.7%削減という成果を上げている。

・さらに、東日本大震災の影響による4月から5月の減収(対前年度同比:7,770千円減)などにより自己収入が、112,856千円(対前年度比:889千円減)となったものの、会議室の管理運営支出額を7,324千円(対前年度比9,487千円減)に絞り、大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化を図っている。

一般管理費で 11.5%、事業費で 13.1%という大幅な削減を行っている。

(24年度)

・運営費交付金を充当して行う業務については、年度計画以上の効率化を目指し、対前年度比において、一般管理費については 16%(一橋記念講堂等の売却分を除くと 7.7%(12,813千円))削減されている。また、事業費については 44%(研究部廃止分を除くと 13%(15,118千円))と大幅な削減を達成した。また、節電について夏期対前年度同期比で 65.7%減、冬期対前年度同期比 80.5%減、本部固定資産使用料(対前年度比 798千円減、広島大学跡地管理経費(対前年度比 263千円減)、定期刊行物経費(対前年度比 17千円)など、業務の効率化が計画以上の成果を上げている。

(25年度)

・運営費交付金を充当して行う業務については、年度計画以上の効率化を目指し、対前年度比において、一般管理費については 19.4%削減されている。また、事業費については 10.9%と大幅な削減を達成した。

#### 【定性的根拠】

(22年度)

・平成 22 年度から所属部署を越えた職員の協力体制の推進によって、派遣職員の削減等を実施するなど、役員及び職員一丸となって削減に努力している。

(23年度)

・事業内容が縮小された効果も大きいですが、毎年大幅な削減を行っているにもかかわらず、さらに上記のような削減の取組を行い、成果が現れていることは評価できる。なお、これらの成果を、ウェブサイトを活用して公表している姿勢も評価できる。

(24年度)

・運営費交付金を充当して行う業務については、施設の売却による各種経費の削減、本部固定資産使用料の削減、広島大学跡地管理経費の削減、節電や旅費の削減など多面的に効率化を図っている。

(25年度)

・運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費、その他の事業費とも年度計画を上回る削減を実現している。節電の成果、学術総合センターに関わる経費の削減等、小規模な組織であるにも係わらず、削減率は目標を大きく上回っている。

<b>【(中項目) I -6】</b>	6 随意契約の適正化等の状況	<b>【評定】</b>  A				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。						
		A	A	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>				
		・実績報告書 12～13 頁参照				
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
<p>・契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進したか。</p> <p><b>【契約の競争性、透明性の確保】</b></p> <p>・契約方式等、契約に係る規程類について、整備・運用は適切に行われたか。</p> <p>・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切に行われたか。</p>	<p><b>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】</b></p> <p><b>【契約事務手続に係る執行体制及び審査体制の整備・執行状況】</b></p> <p>(1) 契約に係る規則等の整備及び運用状況</p> <p>当センターでは、契約に係る規則として、国の基準に準じた「契約事務取扱規則」等を整備しており、当該規則等に基づき適切に運用を行った。また、公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえ検証を行ったが、第2期中期目標期間中に該当はなかった。</p> <p>(2) 審査体制の整備方針</p> <p>契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施し、平成 21 年度から契約監視委員会において、随意契約見直し計画の進捗状況等のフォローアップ、競争性のない随意契約及び一者応札となった案件の事後審査等を行った。</p> <p>(3) 契約事務における執行体制及び一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制</p> <p>契約事務に係る執行体制について、物件及び役務に関する契約事務手続きを係長、係員の複数名体制で適切に執り行った。契約事務については、全て「所管課長―総務部長―理事(契約金額による)―理事長(契約金額による)」の決裁を経て決定している。この決裁の過程で、所管課長、総務部長、理事(契約金額による)、理事長(契約金額による)が、価格面だけでなく、発注案件の必要性、仕様書等の内容について妥当性の確認を行い、必要に応じて関係部署へヒアリングし、不備等があれば所管課等へ修正を依頼するなど、審査の性質も備えた確認を行った上で執行している。</p> <p>また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を</p>	<p>○契約にかかる規程類については適切に整備、運用されており、契約業務に係るプロセスは適正に実施されている。契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックが実施され、適切に実施されている。</p>				

<p>【随意契約等見直し計画】</p> <p>・中期目標期間における「随意契約等見直し計画」は順調に実施・進捗したか。また、目標達成に向けた具体的取組は適切に行われたか。</p> <p>【中期目標期間における個々の契約の競争性、透明性の確保】</p> <p>・個々の契約について、競争性・透明性</p>	<p>実施し、不備等があれば所管課等への修正を依頼している。さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築している。なお、第2期中期目標期間中、問題等はなかった。</p> <p>(4) 整備された体制の実効性確保</p> <p>上述のとおり、内部監査室の事前審査及び契約事務執行時の確認においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、審査側・執行側双方のチェック体制の実効性を確保しており、契約の適正化確保の観点から有効に機能している。</p> <p>(5) 契約監視委員会の設置</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等に基づき、競争性のない随意契約の見直しの徹底及び一般競争契約等が真に競争性が確保されているか点検・見直しを行うため、平成21年度に当センターの監事2名及び外部有識者2名で構成される「独立行政法人国立大学財務・経営センター契約監視委員会」を設置した。さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、平成22年度以降毎年度、契約締結案件及び契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った。</p> <p>(6) 「随意契約見直し計画」の進捗状況</p> <p>○随意契約見直し計画</p> <p>随意契約見直し計画(平成22年4月)を策定し、ウェブサイト公表した。</p> <p>○競争性のない随意契約</p> <p>第2期中期目標期間における競争性のない随意契約については、契約監視委員会において随意契約によるものが真にやむを得ないものとされた「本部(千葉市)固定資産使用料」と「貸室賃貸借契約」の2件であったが、平成23年度に「貸室賃貸借契約」が終了したことにより、「本部(千葉市)固定資産使用料」を除き、全て一般競争入札や企画競争入札へ移行した。</p> <p>○一者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組</p> <p>国で講じた措置を参考に、一者応札・応募となった契約を精査し、応札者・応募者を増やすため、平成21年度に「一者応札・応募の誘因分析と改善方策」を策定した。これを踏ま</p>	<p>○中期目標期間における「随意契約等見直し計画」は策定後、ウェブサイト公表されている。競争性のない随意契約は、平成20年度実績から平成25年度実績にかけて12件から1件になり、随意契約等見直し計画は達成している。</p> <p>○一般競争入札等における一者応札・応募は2件であり、昨年度と同数である。応札が1者しかなかった理由等についても業者に聴</p>
---	---	---

の確保の観点から、適切な検証が行われたか。

え、平成 22 年度から全ての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努めた。なお、一般競争入札または企画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であった案件は、平成 21 年度及び平成 23 年度が4件、平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度が2件であった。

また、応札が一者しかなかった理由についても業者に聴き取り等を行い、一者応札の要因について分析するなど、更なる入札者参加拡大に努めた。

(7)独立行政法人の契約に係る情報の公表等

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、一般競争入札公告にて、契約業者等に当センター役員経験者等が再就職している場合はそれを公表することとしているが、第2期中期目標期間中に該当はなかった。また、公益法人等への会費の支出についても、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)に基づき公表することとしているが、第2期中期目標期間中に該当はなかった。

(8)契約における再委託の状況の把握

再委託に関しては、「契約事務取扱規則」に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等の必要な規定を設け、これに基づき契約の締結を行うこととしているが、第2期中期目標期間中に再委託を行っている契約の該当はなかった。

き取りを行い、一者応札の要因について分析するなど、引き続き、入札者参加拡大に努めている。

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

	①平成 20 年度実績		②見直し計画 (H22 年 4 月公表)		③平成 25 年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	24	191,198	35	208,626	5	29,690	△30	△178,936
競争入札	20	165,722	31	181,691	2	11,788	△29	△169,903
企画競争、公募等	4	25,476	4	26,935	3	17,903	△1	△9,032
競争性のない 随意契約	12	21,204	1	3,776	1	1,570	0	△2,206

合計	36	212,402	36	212,402	6	31,260	△30	△181,142
----	----	---------	----	---------	---	--------	-----	----------

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

**【一者応札・応募の状況】**

	①平成 20 年度実績		②平成 25 年度実績		①②の比較増減	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	24	191,198	5	29,690	△19	△161,508
うち、一者応札・ 応募となった契約	12	63,183	2	12,229	△10	△50,954
一般競争契約	10	59,516	1	1,134	△9	△58,382
指名競争契約	0	0	0	0	0	0
企画競争	2	3,667	2	16,328	0	12,661
公募	0	0	0	0	0	0
不落随意契約	0	0	0	0	0	0

**【原因、改善方策】**

キャンパス・イノベーションセンター、一橋記念講堂等の管理運営業務の廃止等により、契約については件数、金額とも減少している。

また、契約手続きについては平成 21 年度に策定した改善方策を踏まえ、策定以降のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し競争性の確保に努めた。

**【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】**

仕様や審査基準が明確であるかどうか等について十分に検討し、調達に際して求められている実績要件等については、当該実績要件等が満たされなければ調達目的が達成できないという合理的な理由がない限り、要件を付していない。

**【関連法人】**

・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。

**【関連法人の有無】**

なし。



<b>【(中項目) I-7】</b>		<b>7 大学評価・学位授与機構との統合状況</b>	<b>【評定】</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。			—				
			H21	H22	H23	H24	H25
			-	-	-	-	-
			<b>実績報告書等 参照箇所</b>				
			・実績報告書 13 頁参照				
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>					
「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行ったか。	「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成 21 年 12 月 25 日閣議決定)において、当面凍結されたところであるが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合するとされたことを踏まえ、「大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターの統合に関する準備委員会」等で統合に向けた検討を再開した。	○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合するとされたことを踏まえ、「大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センターの統合に関する準備委員会」等で統合に向けた検討を再開している。					

【(大項目)Ⅱ】	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置					【評定】 A																	
【(中項目)Ⅱ-1】	1 国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言の実施状況					【評定】 A																	
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>効率的・効果的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、下記のとおり、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言事業を実施する。</p> <p>① 国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。</p> <p>② 個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。</p> <p>③ 国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。</p>						<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所 ・実績報告書 14～15 頁参照</p>					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	-	-	-			
H21	H22	H23	H24	H25																			
A	A	-	-	-																			
<p>【インプット指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(千円)</td> <td>58,109</td> <td>61,613</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため、国立大学法人等の施設費交付事業及び財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言等の決算額等を記載している。</p> <p>※ 本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日、閣議決定)」を踏まえ、平成 23 年度以降実施していない。</p>						(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25	決算額(千円)	58,109	61,613	-	-	-	従事人員数(人)	3	3	-	-	-
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25																		
決算額(千円)	58,109	61,613	-	-	-																		
従事人員数(人)	3	3	-	-	-																		
<p><b>評価基準</b></p> <p>・国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行ったか。</p> <p>・個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力しているか。</p>	<p><b>実績</b></p> <p>① 国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集等</p> <p>国立大学法人等から土地、建物処分の方法等、財産管理等に係る相談については、第2期中期目標期間において、50 件の相談があり、センターで培ってきたこれまでのノウハウや、相談の内容に応じてセンターが委嘱している顧問弁護士等の専門家の活用により当該相談に適切に対応した。</p> <p>平成 21 年度は、9月に開催された国立大学法人等施設整備に関する説明会(文部科学省主催)において、センター審議役から、「国立大学法人が、センターの抵当権が設定されている敷地を第三者に貸与する場合の留意点」について説明した。</p> <p>平成 22 年度には、過去に受けた法律相談をとりまとめた「法律相談事例集」や</p>					<p><b>分析・評価</b></p> <p>○平成 21、22 年度については、国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、説明会を開催し、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行っている。個別問題の解決のため、相談の内容に応じて外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力している。(平成 23 年度以降は、本事業について実施していない。)</p>																	

<p>・国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行ったか。</p>	<p>過去のメールマガジンで掲載していた担保の解説を総括した「担保解説書」をウェブサイトの財産管理・施設整備に関する情報コーナーに掲載して、当センターの蓄積した情報等の提供に努めた。</p> <p>なお、平成 23 年度以降は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、本事業については実施していない。</p> <p>&lt;相談実績&gt; (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談等の内容区分</th> <th>土地建物の処分関係</th> <th>土地建物の維持管理関係</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21 年度 相談件数</td> <td>8(0)</td> <td>9(3)</td> <td>7(4)</td> <td>24(7)</td> </tr> <tr> <td>22 年度 相談件数</td> <td>12(0)</td> <td>3(2)</td> <td>11(4)</td> <td>26(6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )内の数値は、法律相談で内数である。</p>	相談等の内容区分	土地建物の処分関係	土地建物の維持管理関係	その他	合計	21 年度 相談件数	8(0)	9(3)	7(4)	24(7)	22 年度 相談件数	12(0)	3(2)	11(4)	26(6)	<p>○平成 21、22 年度については、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催し、参加者からも概ね好評を得ている。(平成 23 年度以降は、本事業は実施していない。)</p>					
	相談等の内容区分	土地建物の処分関係	土地建物の維持管理関係	その他	合計																	
21 年度 相談件数	8(0)	9(3)	7(4)	24(7)																		
22 年度 相談件数	12(0)	3(2)	11(4)	26(6)																		
<p>② 研究協議会の開催</p> <p>国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、国立大学法人等関係者を対象として、研究協議会を年2回開催した。</p> <p>なお、平成 23 年度以降は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、本事業については実施していない。</p> <p>&lt;研究協議会開催実績&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>日 程</th> <th>参加人数</th> <th>満足度※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">21 年度</td> <td>第 1 回</td> <td>平成 21 年 5 月 18 日(月)</td> <td>273 人</td> <td>94.5%</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>平成 21 年 9 月 29 日(月)</td> <td>267 人</td> <td>83.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">22 年度</td> <td>第 1 回</td> <td>平成 22 年 6 月 7 日(月)</td> <td>274 人</td> <td>85.5%</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>平成 22 年 10 月 1 日(月)</td> <td>260 人</td> <td>93.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 研究協議会終了後にアンケート調査を実施した結果、協議会の内容について「参考になった」、「概ね参考になった」、「多少参考になった」、「参考にならなかった」のうち、「参考になった」又は「概ね参考になった」の回答の割合。</p>	区 分	日 程	参加人数	満足度※	21 年度	第 1 回	平成 21 年 5 月 18 日(月)	273 人	94.5%	第 2 回	平成 21 年 9 月 29 日(月)	267 人	83.6%	22 年度	第 1 回	平成 22 年 6 月 7 日(月)	274 人	85.5%	第 2 回	平成 22 年 10 月 1 日(月)	260 人	93.2%
区 分	日 程	参加人数	満足度※																			
21 年度	第 1 回	平成 21 年 5 月 18 日(月)	273 人	94.5%																		
	第 2 回	平成 21 年 9 月 29 日(月)	267 人	83.6%																		
22 年度	第 1 回	平成 22 年 6 月 7 日(月)	274 人	85.5%																		
	第 2 回	平成 22 年 10 月 1 日(月)	260 人	93.2%																		

<b>【(中項目)Ⅱ-2】</b>	2 施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	<b>【評定】</b> A																																
<b>【(小項目)Ⅱ-2-1】</b>	(1)施設費貸付事業	<b>【評定】</b> A																																
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 ② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。 ③ 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。		<b>実績報告書等 参照箇所</b> ・実績報告書 15～19 頁参照																																
<b>【インプット指標】</b>																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:15%;">(中期目標期間)</td> <td style="width:15%;">H21</td> <td style="width:15%;">H22</td> <td style="width:15%;">H23</td> <td style="width:15%;">H24</td> <td style="width:15%;">H25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決算額(千円)</td> <td>48,420</td> <td>50,700</td> <td>74,986</td> <td>89,885</td> <td>111,267</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </table>							(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25		決算額(千円)	48,420	50,700	74,986	89,885	111,267		従事人員数(人)	2	2	3	3	4								
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25																													
決算額(千円)	48,420	50,700	74,986	89,885	111,267																													
従事人員数(人)	2	2	3	3	4																													
<b>評価基準</b> ・文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行ったか。	<b>実績</b> ① 施設費貸付事業の実績 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、第2期中期目標期間において、264,511 百万円の貸付を行った。 なお、大学共同利用機関法人及び国立大学法人の移転のための貸付の実績はなかった  <b>&lt;貸付実績&gt;</b> (単位:百万円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width:10%;">区分</td> <td style="width:15%;">H21</td> <td style="width:15%;">H22</td> <td style="width:15%;">H23</td> <td style="width:15%;">H24</td> <td style="width:15%;">H25</td> <td style="width:10%;">合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(28 法人)</td> <td>(27 法人)</td> <td>(29 法人)</td> <td>(30 法人)</td> <td>(30 法人)</td> <td>(144 法人)</td> </tr> <tr> <td>施設整備費</td> <td>(56 事業)</td> <td>(52 事業)</td> <td>(53 事業)</td> <td>(62 事業)</td> <td>(52 事業)</td> <td>(275 事業)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35,072</td> <td>31,071</td> <td>33,581</td> <td>39,877</td> <td>44,473</td> <td>184,075</td> </tr> </table>					区分	H21	H22	H23	H24	H25	合計		(28 法人)	(27 法人)	(29 法人)	(30 法人)	(30 法人)	(144 法人)	施設整備費	(56 事業)	(52 事業)	(53 事業)	(62 事業)	(52 事業)	(275 事業)		35,072	31,071	33,581	39,877	44,473	184,075	<b>分析・評価</b> ○文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、第2期中期目標期間において、264,511 百万円の貸付を行っており、施設費貸付事業は適切に執行されている。
区分	H21	H22	H23	H24	H25	合計																												
	(28 法人)	(27 法人)	(29 法人)	(30 法人)	(30 法人)	(144 法人)																												
施設整備費	(56 事業)	(52 事業)	(53 事業)	(62 事業)	(52 事業)	(275 事業)																												
	35,072	31,071	33,581	39,877	44,473	184,075																												

病院特別医療 機械整備費 (設備整備)	(28 法人) (31 事業) 23,097	(21 法人) (22 事業) 7,903	(27 法人) (36 事業) 18,549	(21 法人) (21 事業) 13,589	(19 法人) (21 事業) 17,297	(116 法人) (131 事業) 80,436
合計	(32 法人) (87 事業) 58,170	(33 法人) (74 事業) 38,974	(36 法人) (89 事業) 52,131	(34 法人) (83 事業) 53,466	(35 法人) (73 事業) 61,771	(170 法人) (406 事業) 264,511

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。また、合計欄の法人数及び事業数は延べ数である。

・貸付に当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行ったか。

② 償還確実性の審査等

a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」(以下「関係規則」)に基づき、事業内容及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第 13 条第2号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるかどうか等を総合的に審査し、適正に実施した。

なお、貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、民間銀行等の審査手法を参考に、個々の大学附属病院の収支状況等に即した、より適切な審査基準となるよう見直しを行い、加えて、大学附属病院における公的使命を加味した、より精度の高い審査基準とした関係規則を平成 25 年 10 月 1 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から実施することとした。また、関係規則の改正等に伴い、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」(平成 25 年 5 月及び 9 月)、「国立大学法人の財務等に関する説明会」(平成 25 年 9 月)及び「全国国立大学病院事務部長会議」(平成 25 年 9 月)等においてセンター職員から平成 26 年 4 月 1 日実施に向けた説明を行った。さらに、全国 8 地区で行われる文部科学省主催の「平成 26 年度国立大学法人運営費交付金等に関する説明会(平成 26 年 2 月及び 3 月)」において当該説明を行うとともに「施設費貸付事業(病院整備)の事務手引き(平成 26 年 3 月版)」を各国立大学法人に送付した。

○貸付に当たっては、各種の規程に則り、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、①事業内容、②償還能力、③担保力について償還確実性の観点から総合的に審査している。平成 26 年 4 月 1 日から実施することにした。民間銀行等の審査手法を参考にし、大学附属病院における公的使命を加味した、より精度の高い新基準を定め、平成 26 年 4 月 1 日から実施することにした。

b 具体的審査内容

国立大学法人からの文部科学省への概算要求時及び借入金認可申請時における事前審査並びに国立大学法人から当センターへの借入申請時における本審査を実施した。

事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、事業内容、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。

国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、①事業内容、②償還能力、③担保力について総合的な審査を実施した。①については申請内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるかどうか、②については借入金及び債券発行残高が診療収入の100分の400以内であるかどうか、及び借入金等元利償還額が事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、③については担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。

平成26年4月1日実施となる新基準は、これまでの②償還能力について、個々の大学附属病院の収支状況等に即した基準となるよう、国立大学法人から提出させる財務諸表等から「債務償還可能額」及び「債務償還可能年数」を算出し、また、貸付金が完済するまでの収支計画を新たに提出させることにより、財務状況の確認を行うこととした。加えて、大学附属病院には、公的使命を果たしつつ債務を償還していく必要があることを加味し、公的使命に係る項目（教育、研究、診療、地域貢献・社会貢献）について、それぞれの推移等を確認していくこととした。なお、平成25年度は、これまでの審査と並行して、新基準による試行を実施し、平成26年4月1日実施に向けた準備を行った。

c 貸付金債権の管理

貸付金債権の回収を確実なものとするため、毎年度、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出いただき、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行った。

また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告いただくとともに、提出された複数年分の「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入及び医業費用等の過去からの推移を多角的に検証し、償還

・貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行い、その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努めたか。

確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。

- ③ 施設費貸付事業財源の調達  
施設費貸付事業財源については、毎年度、以下のとおり調達した。

<財源調達実績>

(単位:百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	合計
財政融資資金	51,395	36,454	48,940	49,995	57,944	244,729
財投機関債	5,000 (5,000)	5,000 (2,520)	5,000 (3,191)	5,000 (3,471)	5,000 (3,826)	25,000 (18,008)
長期貸付金 回収金相当	1,774	—	—	—	—	1,774
合計	58,170	41,454	53,940	54,995	62,944	271,503

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※財投機関債について、( )内の数値は、既発行債券の償還額を除いた額(内数)であり、施設費貸付事業財源となる。

※長期貸付金回収相当額については、国立大学法人の病院特別医療機械整備費に充当するため、再貸付を実施した。

a 長期借入金

施設費貸付事業の財源として、第2期中期目標期間において財政融資資金から244,729百万円の長期借入を行った。

b センター債券の発行

上記借入金のほか、財投機関債(センター債券)の発行により第2期中期目標期間において市場から25,000百万円の資金調達を行った。

なお、センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問の実施及び関連情報のウェブサイト掲載等により、IR活動(投資家向け広報活動)を積極的に行い、当センターの事業内容や財務状況を公開することで透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得している。

○第2期中期目標期間中に貸付事業に必要となる財源として、244,729百万円の財政融資資金からの長期借入を行っている。また、財投機関債の発行により、25,000百万円の資金調達を行っている。またセンター債券の発行に当たり投資家に向けた「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問の実施及び関連情報をウェブサイトへ掲載する等、施設費貸付事業財源の調達に努めている。

<センター債券の概要>

項目	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
債券の総額	50億円	50億円	50億円	50億円	50億円
償還の期限	5年	5年	5年	5年	5年
利 率	0.679%	0.672%	0.464%	0.239%	0.269%
払 込 日 (債券発行日)	平成22年 2月25日	平成23年 2月25日	平成24年 2月29日	平成25年 2月28日	平成26年 2月28日
格 付	AA+	AA+	AA	AA	AA

c 国立大学法人等の資金計画に対する適切な対応

施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月以降毎月1回実施し、併せてセンター債券の発行による資金調達を、市場環境を勘案し適切な時期に実施した。

なお、国立大学法人における工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないよう、各法人から、原則月1回、資金計画等の提出を求め、当センターにおいて、未契約等が確認された場合には、各法人から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し、確認するなど連絡を密にして対応した。

さらに、国立大学法人の施設担当部課長を対象に行われる説明会等において、国立大学法人における施設費貸付事業の適切な事業の執行に資するよう、工事進捗状況の管理や、貸付金の使途が貸付対象の要件に該当しているかの確認徹底について、毎年度複数回に渡り周知を行った。

また、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちに当センターに報告するよう、各法人に対し、電子メール等にて周知するとともに、当該地域に対しては当センターから個別に状況の確認を行った。

特に平成25年度においては、平成25年8月30日付け事務連絡において、年度内に確実に事業を完了していただくよう国立大学法人等に対して依頼し、繰越防止についての要請を行った。

d 金融市場の状況把握

貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要に合わせたセンター債券の発行を実施するため、金融市場の状況等を常に的確に把握しておく



・貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行ったか。

必要があることから、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員を参加させている。なお、セミナーには、直接業務を遂行する職員のみならず、意思決定に携わる役員も積極的に参加している。

また、センター債券についての理解を深めていただくことを目的として、ウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

<セミナー参加実績>

年度	H21	H22	H23	H24	H25	合計
件数	8件	7件	6件	14件	15件	50件
延べ出席人数	16名	15名	14名	40名	52名	137名

③ 債権回収及び債務償還の状況

独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施した。(回収及び償還は毎年度9月及び3月)

また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取(毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取)、財務諸表等の徴取(貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取)を実施したほか、延べ29国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。

第2期中期目標期間における債権回収及び債務償還については、以下のとおりであり、回収率及び償還率はともに100%である。

<回収及び償還実績>

(単位:百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	合計
要元金回収額(約定)	10,625	15,707	20,052	23,582	27,174	97,140
元金回収額(実績)	10,625	15,707	20,052	23,582	27,174	97,140
元金回収率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
利子回収額(実績)	4,666	5,141	5,455	5,617	5,652	26,530
要元金償還額(約定) (財政融資資金分)	8,835	13,220	16,862	20,111	23,348	82,377
元金償還額(約定) (センター債券分)	—	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000

○第2期中期目標期間の貸付に係る債権について、債権回収の償還を確実にを行い、回収率は100%となっている。また、債権回収の確実性を担保する為に、状況報告書等の提出を求め、現地調査を行っている。こうした取り組みにより、国への債務償還率も100%となっている。

要元金償還額(実績) (財政融資資金分)	8,835	13,220	16,862	20,111	23,348	82,377
要元金償還額(実績) (センター債券分)	—	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000
利子支払額(実績) (財政融資資金分)	4,255	4,673	5,005	5,192	5,266	24,391
利子支払額(実績) (センター債券分)	243	275	255	210	161	1,145

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額には、国立大学法人からの繰上償還を含む。

※国立大学法人からの利子回収額には、国立大学法人からの繰上償還に伴う弁済補償金を含む。

※センターの財政融資資金への利子支払額には、国立大学法人からの繰上償還に伴う補償金を含む。

※国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額の差額は、センター債券償還財源に充当している。

※国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

【(小項目)Ⅱ-2-2】 (2)施設費交付事業		【評定】				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。		A				
		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
<b>【インプット指標】</b>						
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25	
決算額(千円)	58,109	61,613	72,189	78,970	93,098	
従事人員数(人)	3	3	3	3	4	
※ 決算額については、当該評価項目に対応した区分をしていないため、国立大学法人等の施設費交付事業及び財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言等の決算額等を記載している。						
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>				<b>分析・評価</b>	
・文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行ったか。	① 施設費交付事業の実績 施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として、第2期中期目標期間において 48,400 百万円を交付した。 なお、交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行ったところであり、計画どおり円滑に実施できた。 その他、施設費交付事業の実施に当たって、適正な執行等に資するよう、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」等において、国立大学法人等の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理徹底及び施設費交付事業の交付金については補助金適正化法が準用されていること、特に財産の処分の制限(補助金適正化法第22条)について、センター職員から説明を行い周知を図った。				○文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として、第2期中期目標期間において、合計 450 法人、48,400 百万円を交付している。また、積極的に施設交付事業の事業概要やこれまでの実績等について情報発信していることは評価できる。	

	＜交付実績＞						(単位:百万円)
	区 分	H21	H22	H23	H24	H25	合計※
	営繕事業費	(90 法人) 5,507	(90 法人) 5,600	(90 法人) 5,597	(90 法人) 5,485	(90 法人) 5,532	(450 法人) 27,721
	不動産購入費	(3 法人) 17,802	(2 法人) 1,490	(1 法人) 345	—	—	(6 法人) 19,637
	施設整備費	—	—	(1 法人) 1,042	—	—	(1 法人) 1,042
合 計	(90 法人) 23,309	(90 法人) 7,090	(90 法人) 6,984	(90 法人) 5,485	(90 法人) 5,532	(450 法人) 48,400	
	※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。また、合計欄の法人数は延べ数である。						
<p>・施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図ったか。</p>	<p>② 施設費交付事業の適正な実施</p> <p>施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、毎年度、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、各国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容等が記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定めと合致したものか等について審査し、適正と認められたため、交付決定を行った。</p> <p>また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出される実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行っている。</p> <p>さらに、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、延べ51国立大学法人に対して、交付対象事業に係る現地調査を実施した。</p>						<p>○施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保している。また、事業完了後には、各国立大学法人等からの実績報告書について、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行っている。適宜、施設費交付対象事業に係る現地調査も実施しており、交付対象事業の適正な実施を確保している。</p>
	<p>③ 施設費交付事業の財源の確保</p> <p>国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一</p>						

部を当センターに納付する仕組みとなっており、第2期中期目標期間においては、46 国立大学法人等から 16,737 百万円が納付された。

また、センターが承継した旧特定学校財産の処分収入が 32,425 百万円、貸付料収入が 2,145 百万円それぞれあった(※1)。さらに、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の余裕金を国債購入により運用し、実績として 80 百万円(※2)の運用益を得たところである。

なお、施設費交付事業の現在の限られた財源について、より有効的な活用が図れるよう、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した営繕事業費の配分方法への見直しについて、平成 24 年度から文部科学省と協議を行い検討を開始するとともに、現在の土地処分収入に限定しない新たな財源確保の可能性について、戦略会議等で検討をはじめ、関係各所と協議を行った。

※1: 土地使用料 2,145 百万円のうち 509 百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額 1,636 百万円が、施設費交付事業の財源となる。

※2: 80 百万円は現金収納額。このほか、平成 26 年度に満期となる国債に係る利息が 4 百万円ある。

<旧特定学校財産処分収入> (単位:百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	合計
件 数	1 件	1 件	3 件	1 件	2 件	8 件
金 額	6,800	5,600	5,888	5,100	9,037	32,425

<旧特定学校財産貸付料収入> (単位:百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	合計
金 額	592	501	424	347	281	2,145
(うち、固定資産税相当額)	(119)	(113)	(107)	(94)	(76)	(509)

<財産処分収入納付金収入実績> (単位:百万円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	合計
法人数	7 法人	6 法人	6 法人	9 法人	18 法人	46 法人
金 額	13,278	130	728	275	2,325	16,737

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

【(中項目)Ⅱ-3】	3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況					【評定】				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】						A				
<p>国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する調査及び研究を行う。</p>						H21	H22	H23	H24	H25
<p>① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進める。特に、国立大学法人の基盤的教育研究経費の水準及び授業料の在り方について、国際比較や国内の実証的データの分析等に基づく調査研究を実施し、研究成果をとりまとめる。</p> <p>② 高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。特に、持続可能な高等教育財政の確立に資するため、大学に対する予算及びファンディングシステムに関する調査研究を実施し、研究成果をとりまとめる。</p> <p>③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集、国立大学法人の特性に応じた比較及び時系列分析を行う。</p> <p>④ OECDのIMHE(高等教育機関マネージメント)事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を進める。</p> <p>⑤ 上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。</p>						A	A	A	—	—
						実績報告書等 参照箇所				
						<p>・実績報告書 21～29 頁参照</p>				
【インプット指標】										
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25					
決算額(千円)	97,517	100,160	134,214	-	-					
従事人員数(人)	3	4	5	-	-					
※ 本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日、閣議決定)」を踏まえ、平成 24 年度以降実施していない。										
評価基準	実績					分析・評価				
	<p>研究部(常勤の教育研究職員3名)では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るため、また、国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的としてセンターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する調査及び研究を行った。なお、平成 23 年度末をもって研究部が廃止されることに伴い、これまでの研究活動、研究実績等をまとめた「国立大学財務・経営センター研究部の足跡」を平成 24 年3月に刊行し、国立大学法人等に配布(配布数:504</p>					<p>○平成 21 年度から 23 年度において、国立大学の授業料の設定及び基盤的教育研究経費を支える経費水準について、①国内の歴史的経緯に関する研究、②海外との国際比較研究、③国内におけるデータ収集と分析、の3つの側面から調査研究を適切に進めた。(平成 24 年度以降は実施していない。)</p>				

<p>・大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進めたか。特に、平成 19 年度から開始した授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究について、主として関連文献・資料・データの収集を継続するとともに、成果のとりまとめをおこなったか。</p>	<p>冊)している。</p> <p>(1)大学の財務・経営に関する調査研究活動</p> <p>○法人化前後における国立大学の資金の獲得・配分・利用状況に関する総合的研究</p> <p>平成 19 年度から、国立大学の授業料の在り方と基盤的教育研究経費を支えるための経費水準についての研究を中心的なプロジェクトとして実施しており、外部の高等教育研究者と協力し、授業料の設定及び基盤的教育研究経費の算出に関わる①国内の歴史的経緯に関する研究、②海外との国際比較研究、③国内におけるデータ収集と分析、の3つの側面から調査研究を進めた。</p> <p>① 国内の歴史的経緯に関する研究</p> <p><b>平成 21 年度</b></p> <p>国立大学の授業料や積算校費がどのような理由によって変遷してきたのかを明らかにするため、国会での議論や当時の資料を元に中間的な成果をまとめ、研究報告第 11 号に発表した。また、これに加え、公立大学の地方交付税基準財政需要額単位費用のデータ収集を公立大学協会や地方自治総合研究所の協力のもとに進めた。</p> <p><b>平成 22 年度</b></p> <p>「講座研究費」及び「校費」の概念と根拠、並びに校費の下位概念(「学生経費」、「教官研究費」等)の実態と積算校費単価の比較をし、公立大学に対する地方交付税財源措置に関する研究成果とともに、平成 22 年5月 30 日に日本高等教育学会第 13 回大会で発表を実施した。</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>11 月 26 日に第 58 回高等教育財政・財務研究会を開催し、米国の州立大学の授業料の上昇傾向の背景、欧州の状況、日本の国立大学授業料水準の歴史的経緯、国立大学授業料を巡る今後の問題などについて、研究成果を発表した。</p> <p>②海外との国際比較研究</p> <p><b>平成 21 年度</b></p>	
---	---	--

平成 19 年度に米国高等教育管理者協会(SHEEO)と共同で実施した米国州政府から州立大学への予算配分方法に関する調査結果については、独自の詳細分析を加えた結果を、米国の4州における事例紹介を含めて日本高等教育学会(平成 21 年5月 23 日)で発表した。また、同発表内容を論文にまとめ、研究紀要および研究報告第 11 号にて公表している。その他、平成 22 年1月 31 日～2月7日の間、ニュージーランドにてインタビュー調査を実施し、同国大学学長会議、高等教育委員会、ヴィクトリア大学、カンタベリー大学などを訪問した。具体的には、2006 年に第2回目の研究評価を終了した「業績ベース研究資金制度」(PBRF)の制度レビュー結果と次回 2012 年の評価への展望、2008 年度から本格導入された「高等教育投資システム」と呼ばれる新しい予算制度および業績管理制度の実施状況について、政府および大学の両方から最新情報を入手することが出来た。特に「努力と成果」を反映した資金配分の利点・弱点に関する同国のレビュー結果は、今後の日本の制度を見直すにあたり有益と考えられる。

#### 平成 22 年度

欧米の政府予算制度と内部資金配分制度に関する情報収集を継続しており、過年度の情報と総合して、当センター研究部から日本の高等教育機関への示唆を抽出する作業を実施している。特に英国アストン大学講師のマーガレット・ウッズ氏と共同で進めている内部資金配分制度の日英比較研究のため、平成 23 年2月6日から 13 日にかけて英国内の5大学(インペリアル・カレッジ、アストン大学、デモンフォート大学、ハダスフィールド大学、シェフィールド大学)を調査した。また、英国における高等教育予算削減と授業料上限引上げをセットにした新政策について、大学側の対応策をヒアリングし、現地における最新の情報を得た。

#### 平成 23 年度

欧米の公立大学の授業料について情報収集を継続しており、サンフランシスコ(米国)で8月に開催された全米州立大学管理者学会(SHEEO)、同月にワルシャワ(ポーランド)で開催されたヨーロッパ高等教育機関研究学会(EAIR)に当センター研究部の教授が出席し、米国、欧州での公立大学の授業料についての情報を得ており、海外との比較研究の基礎データとした。



### ③国内におけるデータ収集と分析

#### 平成 21 年度

平成 20 年 12 月から平成 21 年 2 月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、学長と財務担当理事からの回答については 100%の回収が出来た。その後、迅速にデータの入力・確認・整理作業を進め、一次的な集計・分析結果を報告書にまとめ、平成 21 年 6 月に全国の国立大学法人等に配布した(803 部)。また、この集計・分析結果については、日本高等教育学会(平成 21 年 5 月 23 日)で別途発表を行った。このアンケートのデータについては、その後さらに詳細な分析を進め、平成 22 年 3 月 26 日に『国立大学法人の経営・財務の実態に関する研究報告書』を刊行するとともに、シンポジウムを開催した(報告書配布部数 181 部)。また、国内の実態把握として、平成 21 年 7 月 3 日に帯広畜産大学に訪問調査を実施した。

#### 平成 22 年度

平成 20 年 12 月から平成 21 年 2 月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、詳細な分析結果を平成 22 年 5 月 30 日に日本高等教育学会第 13 回大会において発表した。その後、既存の分析内容を深めるとともに、追加の分析結果を加えて、平成 22 年 9 月に最終報告書(研究報告第 12 号)を刊行し、全国の国立大学法人等に配布した(配布数: 516 冊)。また、同時に国内の国立大学における教育研究経費の実態調査を実施し、10 月末時点で財務データの収集を終了し、実際の経費の算出と分析をし、さらに、研究論文データベース(Web of Science)から学術論文等の刊行物実績を把握し、投下された研究費との相関分析を実施した。

そのほか、国公立大学の法人化後の実態を継続的に把握するため、平成 22 年 4 月 23 日に横浜市立大学、8 月 25 日に北見工業大学、10 月 8 日に福井大学、11 月 12 日に山形大学、12 月 9 日に宮城教育大学の訪問調査を実施した。

#### 平成 23 年度

12 月に全国立大学の財務担当理事及び財務担当幹部職員を対象に実施した財務・経営の現状と課題に関するアンケート調査の中で、国立大学の授業料についての意見を収集し、分析を行った。なお、当該分析結果については、平成 24 年 1 月 21 日に開催された第 59 回高等教育財政・財務研究会で発表し、平成 24 年 3 月に「国立大学法人の財務経営担当者調査」として報告書を刊行し、国

立大学法人等に配布(配布数:593冊)している。

なお、「基盤的教育研究経費を支えるための経費水準についての研究」については平成22年度、また、「授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究」については平成23年度を、それぞれ最終年度としていたため、各最終年度には、研究成果の最終的な取りまとめを実施するとともに、「授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究」においては、平成24年2月に「研究報告第14号」として刊行し、国立大学法人等に配布(配布数:502冊)している。

○国立大学における授業料の設定等に関する研究(平成22年度)

国立大学の法人化により、各国立大学は、法人化前は国が一律に設定した授業料を、国が設定する範囲内で自由に決定できるようになった。授業料は、国立大学法人の経営に大きな影響を与えるだけでなく、機会均等の確保や奨学金の在り方など、他の高等教育政策にも関わり、様々な観点から多様な検討が求められる。このため、平成19年度から「パブリックセクターの高等教育機関における授業料の国際比較研究」を実施している。この研究は、上記の基盤的教育研究経費の研究と表裏をなしており、国立大学法人の持続可能な活動基盤を支える財源規模を公財政と家計でどのように分担するかを扱ったものである。法人の健全かつ安定的な運営を担保し、センターの融資等業務の確実な実施を支援するために行われている。

具体的には、アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討などを行い、日本の高等教育行政政策、大学経営財務に関して有効な知見を得ようとするものである。

平成20年度に国立大学授業料の時系列分析を行い、戦後の推移とその変動のもとになった国会審議過程の議事録や関連資料の収集を進めたが、その成果をまとめた上で後述の研究報告第11号に発表した。また、前述したとおり、平成20年12月～平成21年2月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、授業料制度と学内の独自学生支援制度に関する現状と将来的方向性などに関する設問への回答を得た。学内奨学金や授業料免除制度の要件が学生・家計の経済状況重視にシフトしつつある点などを指摘した分析結果については、平成22年3月26日開催のシンポ

<p>・国立大学附属病院の経営状況を把握するため、資料・データの収集、整理及び分析などの調査研究を進めたか。</p>	<p>ジウムにて発表を行った。そして、帯広畜産大学訪問時には、授業料の設定幅に対してどのように対応しているかを調査した。さらに、平成22年3月にオーストリアのグラーツ大学に訪問した際には、少額のフィーチャージに関する法的仕組みなどの情報を収集した。これらを踏まえて4回の研究会を開催し、議論を深めた。なお、授業料は公財政支援と並ぶ大学の主要な収入源であり、これらは基盤的教育研究活動を支える財源となるため、①の基盤的教育研究経費に関する研究と有機的に関連づけたアプローチを採用している。</p> <p>○国立大学附属病院の経営状況調査(平成21年度～平成23年度)</p> <p>国立大学附属病院を取り巻く財政的な環境が非常に厳しい状況を踏まえ、特に当センターの主要な業務である施設費貸付事業に関連して、平成21年9月から国立大学附属病院の経営実態の正確な把握・分析のため、各大学等の収集分析しているデータの整理、経営管理及び財務管理システムの運用状況、大学病院としての特殊性等の経営への影響等について調査研究を開始している。</p> <p>具体的には、各大学がより効率的、効果的に病院経営を実践できるよう、以下の3点からなる国立大学病院財務管理指標の提案に向けて調査研究を進めている。</p> <p>① ユニットコストの推定・比較:平成22年度からいくつかの国立大学法人を対象として試行して比較検討を実施。</p> <p>② 大学における財務構造とユニットコストの比較:大学間の差異の要因を分析し、各国立大学が自らの財務構造を見直すためのテンプレート(計算モデル)の作成に向けて検討を実施。</p> <p>③ 財務計画テンプレートの作成:当センター融資部門と連携しつつ、各国立大学が自ら長期的な財政計画を構築するためのテンプレートの検討を実施。このうち「大学における財務構造とユニットコストの比較」については、中間報告として病院の資産データ(特に設備関係)を経年別に整理・分析し、病院経営に与える影響、大学の種別(旧帝国大学、新設医科大学等)による傾向(設備更新の状況、規模等)、今後の設備更新の方向性などをまとめ、国立大学附属病院長会議を通じて各国立大学病院に報告(平成23年3月7日)した。</p> <p>そのほか、附属病院における医療技術製品の政府調達について、そこにかげられた事務コスト、職員の負荷、所要時間を分析する研究を2つの国立大学</p>	<p>○国立大学附属病院の経営状況について適切に調査が進められ、調査結果の公開も行われている。</p>
--	--	---

<p>・高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。特に、持続可能な高等教育財政の確立に資するため、大学に対する予算及びファンディングシステムに関する調査研究を実施し、研究成果のとりまとめを行ったか。</p>	<p>附属病院の協力のもとに行った。この研究成果は、内閣府行政刷新会議・公共サービス改革分科会のヒアリング会合（平成 23 年1月 20 日）で発表を行い、また、『フィナンシャル・レビュー』誌（財務省財務総合政策研究所刊）の平成 23 年度第3号（通巻第 104 号）に論文が掲載された。</p> <p>さらに、理事長のリーダーシップの下、国立大学附属病院の危機的財務状況に起因する「地域医療の最後の砦としての公的使命機能」及び「教育研究機能」の低下に対して、当センターがより一層充実した支援機能を果たすため、平成 22 年度にセンター役職員及び外部委員で構成される「病院経営分析検討チーム」を設置し、その下に当該検討チームをより効果的に機能させるため、WG（ワーキンググループ）を設置した。</p> <p>平成 23 年度には、WGを4回開催し、議論を深め、対象大学及び事前調査事項等を検討するとともに7大学病院に訪問調査に行っている。なお、国立大学病院への訪問調査後には、訪問時のヒアリングの内容も含め提供されたデータを業務量（労働量）と員数（医師等）、財務情報との関係に主眼を置いて分析を行った。</p> <p>(2)内外の高等教育財政に関する調査研究活動</p> <p>○高等教育機関設置形態に関する国際比較研究（平成 21 年度）</p> <p>平成 21 年度は、国立大学法人の第1期中期目標期間終了年度であり、この重要な時期に際して、現行法人制度の位置づけを国際的見地から確認し、今後の制度的発展に向けた議論に資するため、平成 20 年度に引き続き先導的大学改革推進委託事業を文部科学省から受託し、米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国と我が国との比較を通じた大学の設置形態に関する調査研究を実施した。この研究は有識者による委員会形式で進められ、平成 21 年度は合計5回の研究会を開催している。このうち平成 21 年6月 23 日の研究会では、ドイツとフランスにおける高等教育制度の概況について、金子勉氏（京都大学）と白鳥義彦氏（神戸大学）から包括的な説明を受けた。国内の訪問調査については、平成 21 年9月3-4日に北九州市立大学と下関市立大学に訪問調査を実施している。</p> <p>平成 21 年 10 月 24 日～31 日には、オーストラリアへの訪問調査を実施し、教育雇用省、大学協会、グループ・オブ・エイト、品質保証機関、ビクトリア州政府、オーストラリア国立大学、キャンベラ大学、メルボルン大学、オーストラリア・カトリック大学からの情報収集・意見交換を実施した。特にラッド労働党政権下</p>	<p>○高等教育財政について適切に調査が進められ、調査結果の公開も行われている。</p>
--	--	--

で大きな方針転換を迎えている点について詳細な現地情報を得ることが出来た。この訪問調査での収集情報については、平成 21 年 11 月 18 日に、メルボルン大学教授のサイモン・マージンソン氏と在日オーストラリア大使館のケネス・ホー氏を招き、内容の詳細な確認を実施した。さらに、平成 21 年 11 月 26 日-12 月 6 日には、ドイツとフランスの訪問調査を実施した。ドイツでは、連邦教育研究省で連邦ベースの高等教育政策とガバナンス構造について調査し、個別の州政府では、近年、財団立大学の設立を進めたニーダーザクセン州の科学文化省を訪問して、新しい設置形態の目的と現状での成果・課題等を確認した。その他、ベルリン自由大学、ベルリン・フンボルト大学およびハノーバー獣医科大学に訪問し、オスナーブルック大学学長経験者へのインタビューも実施した。フランスでは、高等教育研究省で高等教育の制度設計全体と 2007 年大学自由責任法の目的、改革内容、新しい自立的大学設置形態の詳細情報を確認した。その他、高等教育・研究評価機関(AERES)、研究資金配分機関(ANR)、連合高等教育機関(PRES)の一つで複数の有力グランゼコールが設立したパリテックなどを訪問し、業績管理制度の概要、研究評価と研究資金配分の状況、国立研究機関と高等教育機関の連携状況、複数の機関の協力による競争力向上策などについて情報を収集した。

平成 21 年度末でこの研究の取りまとめを行い、報告書を作成した。

#### ○高等教育財政に関する調査研究活動

高等教育を取り巻く財政制度は、世界各国で多様な様相を見せており、また変化のスピードが速い。当センターも法人化当初から積極的かつ継続した情報収集と分析、その結果の公表に努めている。

各年度に実施した具体的内容については、以下のとおり。

#### **平成 21 年度**

米国の動向に関する研究活動については、平成 21 年 11 月 9 日から 10 日に米国大学経営管理者協会(NACUBO)の研究会に参加し、米国の大学の予算実務担当者からみた、米国の高等教育財政の現状と機関ベースにおける対応策について、情報収集と意見交換を行った。また、平成 22 年 3 月 1 日から 5 日の間、米国・シカゴで開催された比較国際教育学会(CIES)年次大会に参加し、その高等教育部会において大学改革の世界的動向と財政問題に関する情報収集と意見交換を行った。

欧州の動向に関する研究活動については、平成 21 年8月 23 日から 26 日にリトアニアで開催された欧州高等教育学会(EAIR)の年次フォーラムにおいて、英国を含めた欧州の高等教育財政と機関マネジメントのトレンド、および教育成果、学術研究、社会への波及効果に関する最新の研究成果について情報収集と研究交流を行った。また、フィンランドにおける新しい大学法にもとづく改革の設計と経過等を上記フォーラム終了後に調査した。具体的には、ヘルシンキ大学の財務担当者から政府交付金の配分方法の変更点やそれに伴う内部予算制度の改革についての詳細情報を得た。さらに、複数の専門が異なる単科大学の統合により設立される財団型大学(アルト大学)の制度設計について詳細な情報を得ることが出来た。

また、中国の動向に関する研究活動については、平成 20 年度の客員教授である北京大学教育学院准教授の鮑威氏と密接に連絡をとり、最新情報の収集に努めた。特に『大学財務経営研究』第6号では、中国の高等教育財政について2点の投稿を得て、情報提供も積極的に行っている。

その他、平成 21 年5月に国際公会計研究学会(開催地:イタリア・モデナ大学)で「国立大学法人が独立行政法人や国の会計基準と異なるモデルによって運用されていることを、統一的なモデルで運用しているアングロサクソン諸国と比較分析をした」研究成果を報告し、各国の研究者との情報交換と研究交流を図った。また、平成 21 年9月には、欧州行政学会(開催地:イタリア・マルタ)で「国立大学における業績主義予算の実証分析」について研究成果を発表し、海外の研究者と知見を交換している。

#### 平成 22 年度

高等教育財政の調査研究に関連して、平成 22 年7月 24 日から 27 日に米国・サンフランシスコで開催された米国大学経営管理者協会(NACUBO)の年次総会に参加した。本総会のメインテーマは、緊縮財政の下での大学運営について、理論と実践の橋渡しを検討するものであり、同国の研究者及び実務担当者との意見交換・研究交流を通じて情報収集を進めた。また、米国テネシー州において、州内の高等教育機関に対する経常予算額を算出する算式(フォーミュラ)に、大学の業績を反映させる大きな改革があり、その経緯、趣旨、内容、既存の業績ファンディングとの関係を詳細に確認するため、同州高等教育委員会の財政分析ディレクターであるラス・デイトン氏とリサーチディレクターの柳浦猛氏を日本に招聘し、特別講演会(参加者数 44 名)と研究会を実施した。

その後、平成 22 年 11 月 2 日から 3 日に国際シンポジウム「大学の活力を育てる：大学支援機関の役割」を開催し、海外 5 名（米国・英国・フランス・韓国・OECD）、国内 5 名の講師を招聘し、95 名の参加者を得て、盛況のうちに終了した。その成果については、報告書にまとめて、平成 22 年度中に刊行した。また、平成 20 年度から平成 21 年度に実施した大学の設置形態に関する国際比較研究プロジェクト（海外 7 カ国と日本のガバナンス比較）について、その研究成果の深化等を図り、平成 22 年 9 月に研究報告第 13 号として刊行し、全国の国立大学等に配布した（配布数：516 冊）。

北欧諸国の動向に関する研究活動については、フィンランド・ヘルシンキ大学から講師 4 名を招聘し、平成 23 年 2 月 4 日に「フィンランドと日本の大学改革：第 2 回フィンランド日本高等教育セミナー」を東京で開催した（参加者数 59 名）。本セミナーには、外国人研究員としてデンマークから招聘したエヴァンシア・シュミット氏も参加し、ノルディック諸国で進む機関統合や自律性の付与、業績連動の資源配分を中心とした大学改革と日本の国立大学法人化を比較検討した。また、平成 21 年度に外国人研究員として招聘したノルウェー・オスロ大学教授のトム・クリステンセン氏から研究紀要への本研究に関連した論文の寄稿を得ている。

#### 平成 23 年度

高等教育財政に関連する動向について、国内の調査は、12 月に国立大学の財務担当理事及び財務担当幹部職員を対象に財務・経営の現状と課題についてのアンケート調査を実施し、その中で国立大学の財務経営体制、国立大学の課題、経営能力の向上などについての調査を行っている。当該データについては、分析結果等をまとめ、平成 24 年 2 月に「研究報告第 14 号」として刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：502 冊）している。

また、海外調査については、7 月にタンパ（米国）で開催された米国大学経営管理者協会（NACUBO）の年次総会に参加している。今回のメインテーマは、緊縮財政のもとでの大学の新しい方向を探る（Charting New Courses）であり、同国の研究者及び実務担当者との意見交流・研究交流を通して高等教育財政についての情報収集を行っている。

さらに 9 月に大連（中国）で開催された第 5 回日中高等教育フォーラムに参加し、日本の高等教育のパラダイムシフト及び日本の高等教育の財政問題について報告し、中国の高等教育研究者及び大学管理者と交流し、高等教育財政に

<p>・各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集、国立大学法人の特性に応じた比較及び時系列分析を行ったか。</p> <p>・OECDのIMHE事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を進めたか。</p>	<p>ついで意見交換を行っている。 これらの取組み等を踏まえ、米国、英国、アジア諸国等と日本との高等教育財政に関連する比較研究を行った。</p> <p>(3) 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析 国立大学法人等の各年度決算財務諸表などをもとに分析を行い、その結果を報告する『国立大学の財務』と題した刊行物を平成 17 年度から平成 22 年度まで継続的に刊行している。また、この刊行物の発行及び国立大学法人等の経営状況に対する継続的な分析を行うため、平成 20～22 年度の国立大学法人等の財務諸表及びその附属明細書、その他の財務資料(予算、収支計画及び資金計画など)、事業報告書、業務実績に関する報告書などの収集を進め、順調にデータの蓄積を行った。 また、平成 21 年度、平成 22 年度については、各国立大学法人の財務・経営情報をよりよく活用できるように『国立大学法人財務データ概要』(A4サイズのコンパクト版)を作成し、全国の国立大学に配布した。</p> <p>(4) IMHE事業等への参加 <b>平成 21 年度</b> 平成 21 年 12 月に、ラトビア・リガで開催された高等教育機関における施設マネジメントに関する IMHE 会議に参加し、主として欧州各国の大学施設整備の状況について情報収集を行った。また、2010 年は欧州高等教育圏(EHEA)形成(ボローニャ・プロセス)の目標年となっていたため、欧州の高等教育の動向には特に注目し、平成 21 年 11 月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された欧州大学協会(EUA)主催第4回欧州品質保証フォーラムに参加し、情報交換と意見交流を行った。さらに、平成 22 年3月には、EUA の Trend2010 発表会議(オーストリア・ウィーン)に参加し、大規模なアンケート調査をもとにしたボローニャ・プロセス最終年の総括をいち早く確認した。 <b>平成 22 年度</b> 当時の研究部長が、OECD-IMHE 事業の運営委員会(Board)メンバーであり、事務局とも常に密接な協力関係にあることから、日常的に IMHE の活動状況を確認しながら、日本国内における研究活動の進展を図った。このような協力・交流関</p>	<p>○国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集・分析を行い、「国立大学の財務」として結果を報告している。</p> <p>○諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関と交流し、国内の関連諸機関を含めて適切な研究協力を進めている。</p>
--	---	---



係を基に、平成 22 年 11 月2日から3日に開催された国際シンポジウムでは、OECD-IMHE の分析官であるファブリス・エナール氏を日本に招聘した。

また、平成 19 年度に米国高等教育管理者協会(SHEEO)と共同で実施した米国州政府から州立大学への予算配分方法に関する調査結果について、その後、政策科学的視点から考察した結果を論文にまとめ、平成 22 年5月1日に米国教育研究学会(AERA)年次総会で発表した。その際に、米国を主とした高等教育研究者との研究交流を図った。なお、同論文は、米国教育省の ERIC データベースに所蔵されている(論文番号:ED510030)。

平成 22 年 10 月7日から8日には、カナダ・バンクーバーのプリティッシュ・コロンビア大学で開催された第7回高等教育改革国際ワークショップにおいて、当センター研究部が日本を代表して発表を行うとともに、各国研究者との研究交流を図っている。

なお、外国人研究員(客員准教授)として、デンマークのオーフス大学准教授のエヴァンシア・シュミット氏を平成 23 年1月 30 日から2月 12 日に招聘して、日本の国立大学法人における科学技術研究とその財源措置を国際的視点から検討し、デンマークの科学技術政策との比較研究を実施した。研究成果の一端は、平成 23 年2月4日に「フィンランドと日本の大学改革:第2回フィンランド日本高等教育セミナー」で発表され、最終成果はワーキングペーパーとして取りまとめられている。

平成 23 年3月 11 日から 13 日には、英国のオックスフォード大学で開催された『日本・イギリス・ヨーロッパにおける国家と大学』についての高等教育国際セミナーに出席し、日本の大学改革の現状を報告し、各国参加者と情報交換し、研究交流を図っている。平成 23 年3月 14 日には、イングランド高等教育財政カウンシル(HEFCE)を訪問し、英国の高等教育財政についてインタビューを実施し、3月 25 日には、米国のハーバード大学を訪問し、同国の高等教育財政の現状について関係者にインタビューを実施した。

#### 平成 23 年度

平成 22 年度に引き続き、研究部長が OECD-IMHE 事業の運営委員会(Board)メンバーであり、事務局とも常に密接な協力関係にあることから日常的に IMHE の活動状況を踏まえ、日本国内における研究活動の進展を図った。

また、平成 23 年2月4日に開催した「フィンランドと日本の大学改革:第2回フィンランド日本高等教育セミナー」で発表された論文を元にセミナーの英文報告書

<p>・上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行したか。</p>	<p>「Cycle of University Reform」を平成24年2月に刊行した。さらに、外国人研究員として招聘したリスボン大学(ポルトガル)のカブリート教授およびオーフス大学(デンマーク)のシュミッド准教授の両氏から当センターの研究紀要へヨーロッパの大学改革を検討した論文の寄稿を得ている。</p> <p>これらの取組み等により、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を行っている。</p> <p>(5) 調査研究成果の公開</p> <p>○ 高等教育財政・財務研究会</p> <p>高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、高い評価を得ていた。第2期中期目標期間中は、平成21年度5回、平成22年度4回(当初5回を計画していたが、東日本大震災のため1回中止)、平成23年度5回の計14回開催しており、年平均約270名の延べ参加者数があった。</p> <p>○ シンポジウム</p> <p>外部の研究者等からの知見等を得ることなどを目的として毎年シンポジウムを開催している。テーマと開催日は、以下のとおりである。</p> <p><b>平成21年度</b></p> <p>『国立大学法人第2期中期目標・計画期間の課題』 (平成22年3月26日・参加者183名)</p> <p><b>平成22年度</b></p> <p>『大学の活力を育てる: 大学支援機関の役割』 (平成22年11月2日～3日・参加者95名)</p> <p>『フィンランドと日本の大学改革: 第2回フィンランド日本高等教育セミナー』(平成23年2月4日・参加者59名)</p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>『制度としての国立大学法人—検証と展望』(平成23年5月14日・154名)</p> <p>『大学改革と大学支援機関の役割』(平成24年3月23日・83名)</p> <p>○ 講演会</p> <p>海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外部の</p>	<p>○ 高等教育財政・財務研究会を21年度から23年度まで計14回開催しており、シンポジウムを計5回、講演会を計5回開催し、研究紀要「大学財務経営研究」及び「研究報告」を刊行している。</p>
---	--	---

	<p>研究者や本センターの外国人研究員(客員教授)による講演会を計5回(平成 21 年度:3回、平成 22 年度:2回)開催した。年平均約 60 名の延べ参加者数を得ている。</p> <p>○研究紀要等  センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として、平成 16 年度以降、毎年、研究紀要『大学財務経営研究』及び研究報告を刊行し、国立大学法人等に配布している。</p> <p>なお、研究部の刊行物は基本的に当センターのウェブサイトで公開しており、各年度のダウンロード件数は、平成 21 年度が 15,662 件、平成 22 年度が 24,043 件、平成 23 年度が 22,528 件となっており、国内の高等教育関係者及び研究者から多数のアクセスを受けている。</p> <p>○基盤的調査研究の成果  その他、教育研究職員による基盤的調査研究が行われ、著書、審査付き論文、雑誌・報告書論文、翻訳、学会発表、講演会・シンポジウム等における発表などを通して、国立大学法人等への成果の発信が行われている。</p> <p>○その他  平成 23 年度から広報活動の一環として当センターのウェブサイトに掲載している「豊田理事長の国立大学展望台」において、当センター研究部による連載や研究レポート等について、情報発信を行った。</p> <p>また、平成 23 年度末をもって研究部が廃止されることに伴い、平成 16 年度以降の研究活動、研究実績についてまとめた「国立大学財務・経営センター研究部の足跡」を平成 24 年 3 月に刊行し、国立大学法人等に配布している。</p>	
--	--	--

【(中項目)Ⅱ-4】

4 財務・経営に関する情報提供等の実施状況

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する財務・経営の改善に資するための支援業務を実施する。

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、必要に応じて改善を図る。
- ③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを毎年1回程度開催する。

(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

(3) 大学共同利用施設の管理運営

- ① 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。  
施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。  
施設利用促進のため、次のサービスの向上等を図る。  
ア) 会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実  
イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実  
ウ) 求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供  
エ) 業務の外部委託の促進
- ② 施設の設置目的を考慮しつつ、平成16年度から平成19年度における5割の稼働率を踏まえ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。
- ③ 利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成16年度から平成19年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努める。
- ④ キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行う。

【評定】

A

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	—	—

実績報告書等 参照箇所

・実績報告書 29～36 頁参照

(4) 国立大学財務・経営情報提供システムの運用

国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等の協力を得て、毎年度必要なデータを追加するとともに、必要に応じて改善を図る。

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(千円)	249,465	244,606	103,803	39,517	-
従事人員数(人)	8	7	1	1	-

※ 平成 23 年度は、「国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供」、「財務・経営の改善に関する協力・助言」及び「国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用」に関する事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」を踏まえ、実施しないため、大学共同利用施設の管理運営のみの決算額等を記載している。

※ 本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日、閣議決定)」を踏まえ、平成 24 年度以降実施していないが、平成 24 年度は、一橋記念講堂等の売却まで(平成 24 年 5 月 17 日)の決算額等を記載している。

評価基準 分析・評価

・財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供したか。

実績

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

① 財務・経営に関する調査研究成果の提供

研究紀要「大学財務経営研究」及び「研究報告」を毎年度刊行し、各国立大学法人等へ配布するとともに、センター主催の諸会議・研究会においても配布し、希望者には随時送付した。また、当センターウェブサイトに電子媒体(PDF)を掲載した。なお、平成 23 年度以降は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、本事業については実施していない。

≪配布件数≫平成 26 年 3 月 31 日現在

平成 21 年度「大学財務経営研究第 6 号」 574 冊  
「研究報告第 11 号」 601 冊

平成 22 年度「大学財務経営研究第 7 号」 484 冊  
「研究報告第 12 号」 490 冊

分析・評価

○平成 21、22 年度において、財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供した研究紀要「大学財務経営研究」及び「研究報告」を延べ 2629 冊配布している。(平成 23 年度以降は実施していない。)



<p>・国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行ったか。</p>	<p>針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、本事業については実施していない。</p> <p>⑤ 「国立大F&amp;Mマガジン(メールマガジン)」の発刊  国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供活動の一環として、各種事業イベント案内、文部科学省からの情報、大学における経営実績レポート、経営相談Q&amp;A情報等をタイムリーに提供することを目的に平成 18 年 5 月より「国立大F&amp;Mマガジン」を月 1 回程度発刊している。また、バックナンバー等をウェブサイトに掲載するとともに、読者の関心の高い特別寄稿等については、別途取りまとめて掲載し、広く普及に努めた。</p> <p>なお、平成 23 年度以降は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、本事業については実施していない。</p> <p>発刊数:平成 21 年度 12 回、平成 22 年度 14 回 計 26 回  配信件数:2,965 件(平成 23 年 3 月末現在)</p> <p>(2)財務・経営の改善に関する協力・助言  実務の現場で活躍する国立大学法人の部課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会もしくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の係長クラスや若手職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開した。</p> <p>なお、平成 23 年度以降は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、本事業については実施していない。</p> <p>・財務経営支援研究会調査・相談員  (平成 21 年度:16 名、平成 22 年度:16 名)</p> <p>・病院経営支援研究会調査・相談員  (平成 21 年度:16 名、平成 22 年度:8 名)</p> <p>【財務経営支援研究会】</p> <p>① 国立大学法人における先進的取組事例の情報提供  各国立大学法人の業務実績報告書から取組事例を抽出し、取りまとめの上、当センターのウェブサイトに掲載し、情報提供を行った。さらに、その中か</p>	<p>○平成 21、22 年度において、国立大学法人の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、勉強会の開催等の活動を展開した。(平成 23 年度以降は実施していない。)</p>
--	--	---

ら3つの特徴的な事例について、外部の調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめるとともに、調査概要について、情報提供を行った。

② 先進的取組に関するアンケート調査の実施

各国立大学法人における今後の業務に資する情報となることを期待し、外部の調査・相談員等の協力の下、どのような情報を各国立大学法人が必要としているか精査し、アンケート様式等を作成のうえ、大学経営における先進的取組に関するアンケートを(平成21年度:授業料等・人事評価、平成22年度:契約調達関係)実施した。これに対して、国立大学法人から回答を得るとともに、これを定量的データに加工し、グラフ化する等、見やすさに配慮し、国立大学法人へ調査結果をフィードバックした。

③ 国立大学法人若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、国立大学法人等の経営力向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催した。基調講演、分科会・発表等の内容で若手職員自らが、現場職員の日線で企画・構成し、活発な議論等が行われた。その後、分科会等の討議結果を取りまとめ、ブラッシュアップした上で、当センターのウェブサイトに掲載した。

**平成21年度** 開催日:平成21年11月12日～13日

参加者数等:国立大学法人、大学共同利用機関法人、  
国立高等専門学校機構、国立大学協会  
(計113名)

**平成22年度** 開催日:平成22年11月29日～30日

参加者数等:国立大学法人、大学共同利用機関法人、  
国立大学協会(計116名)

④ 国立大学法人係長クラス勉強会の開催

経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして、一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることを目的とし、国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を開催した。



独立行政法人理事による基調講演、グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らがテーマ等を企画・構成し、活発な議論等が行われた。その後、グループワークの討議結果を取りまとめ、ブラッシュアップした上で、当センターのウェブサイトに掲載した。

**平成 21 年度** 開催日:平成 22 年 1 月 20 日～21 日

参加者数等:国立大学法人、大学共同利用機関法人、  
国立高等専門学校機構、国立大学協会  
(計 84 名)

**平成 22 年度** 開催日:平成 22 年 10 月 28 日～29 日

参加者数等:国立大学法人、大学共同利用機関法人、  
国立大学協会(計 86 名)

#### 【病院経営支援研究会】

- ① 国立大学附属病院における先進的取組事例の情報提供(平成 21 年度、平成 22 年度)

各国立大学附属病院から各国立大学附属病院における先進事例等について推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供した。さらに、取りまとめた事例の中でも特徴的な取り組みについては、当センターのワーキンググループによる訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。

なお、調査結果については、各国立大学附属病院に対して、情報提供を行っている。

- ② 第3回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催した。

病院事務部長による基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で附属病院若手職員自らが企画・構成し、活発な議論等が行われた。さらにフォローアップとして、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

**平成 21 年度** 開催日:平成 21 年 11 月 19 日～20 日  
参加者数等:国立大学附属病院、文部科学省(計 97 名)  
**平成 22 年度** 開催日:平成 22 年 11 月 18 日～19 日  
参加者数等:国立大学附属病院、文部科学省(計 116 名)

③ 国立大学附属病院係長クラス勉強会の開催(平成 22 年度)

国立大学附属病院の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、附属病院係長クラスを対象とした勉強会を開催した。具体的には、国立大学長及び医学部勤務等の経験を持つ当センター理事長による基調講演、グループワーク、クロス討議、各テーマに沿った発表及び全体会といった内容で病院の係長クラス職員が企画・構成し、活発な議論が行なわれた。

**平成 22 年度** 開催日:平成 23 年 1 月 20 日～21 日  
参加者数等:国立大学附属病院(計 97 名)

④ 人事労務ワークショップの開催(平成 21 年度)

各国立大学附属病院における「病院職員としての明確な将来像を見出すこと」を目的として、国立大学附属病院の人事労務系の職員を対象としたワークショップを開催した。

人事労務の専門家による講演、グループワーク・全体討議といった内容で、病院の人事労務系職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

**平成 21 年度** 開催日:平成 21 年 10 月 13 日～14 日  
参加者数等:国立大学附属病院(計 56 名)

⑤ 医事ワークショップの開催(平成 21 年度)

各国立大学附属病院において、病院収入確保上からも重要である医事業務について、現場実務での課題・事例に基づく情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の医事担当者を対象としたワークショップを開催した。

民間病院職員の基調講演、ワークショップ・発表及び全体討議といった内容で医事担当職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。さらにフォローアッ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行ったか。</li> <li>・施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進したか。</li> <li>・会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実を行ったか。</li> <li>・ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実を行ったか。</li> <li>・求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供を実施したか。</li> <li>・業務の外部委託の促進を図ったか。</li> </ul>	<p>プとして、ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。</p> <p><b>平成 21 年度</b> 開催日：平成 22 年 2 月 18 日～19 日 参加者数等：国立大学附属病院(計 83 名)</p> <p>【経営相談等】</p> <p>若手職員勉強会(財務経営・病院経営)、契約手法改善ワークショップ(病院経営)参加者、医事ワークショップ参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用した。</p> <p>(3)大学共同利用施設の管理運営</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)については平成 24 年 3 月 30 日付で国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に、一橋記念講堂等については平成 24 年 5 月 17 日付でそれぞれ国立大学法人一橋大学へ売却した。なお、売却額は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンパス・イノベーションセンター東京：515,937 千円</li> <li>・キャンパス・イノベーションセンター大阪：360,579 千円</li> <li>・一橋記念講堂・会議室等：266,419 千円</li> </ul> <p>① 施設の利用促進</p> <p>以下、大学共同利用施設保有期間中における施設の利用促進に係る取組について記載。</p> <p>ア)広報活動の充実</p> <p>大学共同利用施設の稼働率の向上を目指し、会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の際に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めたほか、パンフレットのリニューアル、DMの発送等を行った。</p> <p>イ)情報提供サービスの充実</p> <p>第1期中期目標期間から引き続き、共用会議室予約システムにより、センターのウェブサイトから共用会議室の空室状況の確認及び予約申請ができるサービスを提供した。</p> <p>ウ)施設利用に伴うサービスの提供</p>	<p>○大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を適切に行い、施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施している。また、業務の外部委託の促進を図っている。</p>
--	--	---

・施設の設置目的を考慮しつつ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用を図ったか。

利用者の要望に応じて、会場の下見サービスや会場設営、機器等の貸与サービスを実施した。

エ)業務の外部委託の促進

第1期中期目標期間に引き続き、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、下記について外部委託を推進し、業務の効率化を図った。

- ・利用者サポート業務
- ・会場設営サービス業務
- ・予約受付補助業務
- ・請求補助業務
- ・会議室予約管理システム管理業務

② 大学共同利用施設の稼働率

大学共同利用施設の稼働率の向上を目指し、会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の際に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めたほか、パンフレットのリニューアル、DMの発送等を行い利用促進に努めた。

稼働率については、下記のとおりであるが、平成22年度及び平成23年度については、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響が主たる要因で前年度に対し稼働率が減少している。

○平成21年度から23年度において、施設の6割程度の稼働率を達成している。

<大学共同利用施設の稼働率>

(単位:%)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25
会議室平均稼働率	67.43	65.45	64.00	—	—
一橋記念講堂	74.33	65.42	60.67	—	—
中会議室	76.32	75.45	74.70	—	—
会議室 201	50.74	68.16	63.33	66.57	—
会議室 202・203	58.82				
特別会議室	61.40	57.66	54.05	—	—

※稼働率: 利用件数(1日単位でカウント) / 利用可能日数

※会議室 201 から 203 については、平成 21 年9月から、会議室間の壁を撤去し、一体の会議室とした。

・利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成 16 年度から平成 19 年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努めたか。

・キャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行ったか。

・国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等への供用を行う。また、国立大学法人等の協力を得て、これに必要なデータを追加するとともに、必要に応じて改善を図ったか。

③ サービスの向上(満足度の向上)

利用者へのアンケート調査の結果、大学共同利用施設保有期間中の満足度は 100%であったことから、平成 16 年度から平成 19 年度における平均満足度 91.58%以上となり中期計画の目標を達成した。また、アンケート及び口頭による利用者からの要望については、できる限り速やかに対応した。アンケート調査の回収率については、学術総合センター1階・2階にアンケート箱を設置したほか、大学共同利用施設利用の際には、必ずアンケートを提出していただくよう促す等の取組により、保有期間中の平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、いずれも前年度を上回った。

<アンケート調査の回収率>

(単位:%)

事業年度	H21	H22	H23	H24	H25
回収率	24.05	28.64	30.54	—	—

④ キャンパス・イノベーションセンターに係る経過措置

キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)については、平成 21 年4月1日より東京工業大学及び大阪大学へ無償貸付を行っていたが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、平成 24 年3月 30 日付でそれぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却した。

(4)国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

「国立大学法人財務・経営情報提供システム」については、各国立大学法人等の経営改善の検討に資するため、平成 19 年度から各国立大学法人等へシステムの供用を開始したところであり、平成 20 年度末時点では、78 国立大学法人、4 大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、一般社団法人国立大学協会の計 84 法人の利用登録がされていた。

平成 21 年度は、新たに2国立大学法人から、また平成 22 年度においても2国立大学法人からの利用登録申請があったため、利用登録は計 88 法人と推移し、利用促進に努めてきたところであるが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日、閣議決定)」を踏まえ、平成 23 年度以降は実施しないこととした。

○平成 21 年度から 23 年度において、利用者アンケートによる満足度は、91.58%となり中期計画目標を達成している。

○キャンパス・イノベーションセンターは、東京工業大学及び大阪大学に売却した。

○平成 21、22 年度は、国立大学法人財務・経営情報提供システムを運用している。(平成 23 年度以降は実施していない。)

【(中項目)Ⅱ-5】	5 国から承継した財産等の処理の実施状況					【評定】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)旧特定学校財産の管理処分            国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>① 広島大学本部地区跡地            地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。</p> <p>② 東京大学生産技術研究所跡地            独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸付を継続しつつ、売却を勧める。</p> <p>(2)承継債務償還            国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>						A				
						H21	H22	H23	H24	H25
						B	B	A	A	A
						実績報告書等 参照箇所				
						・実績報告書 36～38 頁参照				
【インプット指標】										
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25					
決算額(千円)	34,166	37,999	43,091	47,114	44,418					
従事人員数(人)	2	2	2	2	2					
評価基準	実績				分析・評価					
<p>(1)旧特定学校財産の管理処分            ・広島大学本部地区跡地について、地元自治体との協議を進め、処分の促進に努めたか。</p>	<p>(1)旧特定学校財産の管理処分            ① 広島大学本部地区跡地の状況            当該跡地については、公用・公共優先の原則等を勘案しながら、これまで進めてきたところであり、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」(以下、「プロジェクト」という)の実現に向け、平成 23 年度において、土地の整形化を目的に広島市及び広島大学との任意の土地交換を実施し、センターと広島大学との間においても土地交換契約を平成 24 年3月に締結し、交換差金 253 百万円を得た。            平成 24 年度においても、土地の整形化を図るため土地交換を実施する予定であったが、交換予定地であった広島市所有の公園土地について、近隣住民</p>				<p>○広島大学本部地区跡地について、地方自治体との協議が進められ、全ての処分が完了したことは評価できる。</p>					

・東京大学生産技術研究所跡地について、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じた分割売却を行い、また、未売却部分については継続して貸付を行ったか。

等から当該土地交換に反対する要望書が提出されたこと等により、土地交換の実現が不可能となった。そのため、広島市とは土地交換を実施せず、当センター所有の交換予定だった土地のうち旧理学部1号館建物及び敷地周辺を売却する方向で鑑定評価を行ったところ、土壌汚染等の減額要素が大きく、評価額がマイナスであったことから、当該土地を広島市に譲与する契約を平成 25 年3月に締結した。

残っていた当該跡地のセンター保有地については、広島市及び広島大学が主体となりプロジェクトの事業予定者を公募型プロポーザル方式により募集し、選定された三菱地所レジデンス株式会社を代表とする8者に対して平成25年度に売却した。(H26.1.27 売買契約締結、H26.2.17 所有権移転)これにより、広島大学本部地区跡地の全ての処分が完了した。

② 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地については、平成 19 年度より独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で、分割して持分売却を行っている。なお、次期中期目標期間においても、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持分を売却していく予定である。

<東京大学生産技術研究所跡地の状況>(年度末時点)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	合計
売却面積 (㎡)	3,247.08	2,991.35	3,125.63	2,868.82	2,588.00	14,820.88
未売却面積 (㎡)	21,034.88	18,043.53	14,917.90	12,049.08	9,461.08	
売却額 (百万円)	6,800	5,600	5,635	5,100	4,590	27,725
売却済比率 (%)	29.82	39.80	50.23	59.80	68.44	
センター 持分比率 (%)	70.18	60.20	49.77	40.20	31.56	

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

○東京大学生産技術研究所跡地について、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じた分割売却を行い、また、未売却部分については継続して貸付を行った。売却については、14,820.88 ㎡(27,725 百万円)進んでおり、今後も着実に実行していくことが期待される。

(2)承継債務償還

・国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43 国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行ったか。

(2)承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43 国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還を実施(回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月)している。

第2期中期目標期間における債権回収及び債務償還については、以下のとおりであり、回収率及び償還率はともに100%である。

<回収及び償還実績>

(単位:百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	合計
要元金回収額(約定)	66,181	61,435	59,084	54,949	50,611	292,260
元金回収額(実績)	66,181	61,435	59,084	54,949	50,611	292,260
元金回収率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
利子回収額(実績)	17,163	14,801	12,657	10,622	8,894	64,138
要元金償還額(約定)	66,181	61,435	59,084	54,949	50,611	292,260
元金償還額(実績)	66,181	61,435	59,084	54,949	50,611	292,260
利子支払額(実績)	17,163	14,801	12,657	10,622	8,894	64,138

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

○国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にし、回収率及び償還率はともに100%であり問題ない。



<b>【(大項目)Ⅲ】</b>	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	<b>【評定】</b> A				
<b>【(中項目)Ⅲ-1】</b>	1 財務状況及び保有資産の管理・運用等の状況	<b>【評定】</b> A				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> ○ 期間全体に係る予算(略)  ○ 期間全体に係る収支計画(略)  ○ 期間全体に係る資金計画(略)		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>				
		・実績報告書 39～41 頁参照				
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
<b>【予算、収支計画及び資金計画】</b> ・中期目標期間中、予算、収支計画、資金計画が順調に進められたか。  <b>【財務状況】</b> (当期総利益(又は当期総損失)) ・中期目標期間中の当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。  (利益剰余金(又は繰越欠損金)) ・中期目標期間中、利益剰余金が計上されていた場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照し過大な利益となっていないか。	<b>【中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画に対する実績】</b> →【参考資料1】参照  <b>【当期総利益(当期総損失)とその発生要因】</b> →【参考資料3】参照  <b>【利益剰余金】</b> →【参考資料2及び3】参照	○第2期中期目標期間において、収入、支出、収入計画、資金計画など妥当であり、計画額と実績額の差額分析を適切に行い、経費の削減による効率化が進められている。  ○一般勘定及び施設整備勘定の当期総利益の発生原因について適切に分析し、明らかにされており、特に問題ない。  ○利益剰余金は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照し過大な利益とは言えない。				

<p>・中期目標期間中、繰越欠損金が計上されていた場合、その解消計画は妥当であったか。また、当該計画に従い解消が順調に進められたか。</p> <p>(運営費交付金債務)</p> <p>・中期目標期間の各年度に交付された運営費交付金の各年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p> <p>【実物資産】</p> <p>(保有資産全般の見直し)</p> <p>・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの適切な見直しが行われたか。</p> <p>・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった資産について、法人の取組状況や進捗状況等は適切(順調)であったか。</p> <p>・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて中期目標期間中に処分等することとされ</p>	<p>【繰越欠損金】</p> <p>→【参考資料2及び3】参照</p> <p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】</p> <p>○運営費交付金債務の未執行率</p> <p>平成21年度:18.4%(=期末残高88,480千円÷当期交付額481,969千円)</p> <p>平成22年度:13.7%(=期末残高62,424千円÷当期交付額455,447千円)</p> <p>平成23年度:13.9%(=期末残高54,680千円÷当期交付額392,931千円)</p> <p>平成24年度:31.6%(=期末残高106,313千円÷当期交付額336,755千円)</p> <p>平成25年度:18.7%(=期末残高55,028千円÷当期交付額293,628千円)</p> <p>○未執行の理由</p> <p>退職手当の支給が不要になったこと、常勤ポストの欠員が補充できなかったことによる人件費の減額、経費節減等による。</p> <p>【実物資産に関する見直し状況】</p> <p>【処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況】</p> <p>【政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況】</p> <p>【活用状況が不十分な実物資産の有無とその理由】</p> <p>【実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組】</p> <p>① 実物資産の名称と内容、規模</p> <p>1. 建物、構築物、土地等について</p> <p>② 見直し状況及びその結果</p> <p>③ 処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況</p> <p>④ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況</p> <p>○学術総合センター</p>	<p>○運営費交付金の未執行率が平均して毎年15%程度あるが、これは人件費の減額、経費節減等によるものである。</p> <p>○保有資産については、適切に利用状況を把握し、必要性を検証している。実物資産については、国立大学法人一橋大学、国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却している。</p>
--	---	--

た実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されたか(取組状況や進捗状況等は適切(順調)であったか)。

(資産の運用・管理)

・中期目標期間中の資産の活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされたか。その理由は妥当であったか。

・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切に行われたか。

**【金融資産】**

(保有資産全般の見直し)

・金融資産について、保有の必要性、

学術総合センターの施設(1,001,207 千円)は、10 階を区分所有しており、センターの東京連絡所として、役職員の事務室として利用している。

なお、1～3 階の貸会議施設(講堂・会議室等)については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、平成 24 年 5 月 17 日付で一橋記念講堂等を国立大学法人一橋大学へ売却した。

また、10 階についても、独立行政法人国立高等専門学校機構にフロアの一部を平成 23 年 4 月より貸与している。

本施設の主な維持管理経費は、以下のとおり。

(単位:千円)

事業年度	H21	H22	H23	H24	H25
建物管理業務	47,441	43,505	61,114	14,175	9,783
庁舎内清掃業務	8,839	9,034	9,061	2,793	1,888

**○キャンパス・イノベーションセンター**

キャンパス・イノベーションセンターの施設等については、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付を行っていたが、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)を踏まえ、平成 24 年 4 月をもって、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に売却(それぞれ平成 24 年 3 月 30 日付で建物等売買契約を締結)した。

**○本部(賃借)**

本部施設については、放送大学学園から賃借しており、理事長及び総務課の事務室等として利用している。

なお、第 2 期中期目標期間中、利用実態等を踏まえた効率化の観点から賃借面積を減らし、平成 25 年度における使用料は対平成 21 年度比△2,855 千円減の 1,570 千円となっている。

**【金融資産の保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、規模の適切性)】**

**【資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の売却や国庫納付等の取組状況／進捗状況】**

○賃借している本部施設は、賃借面積を減らし、効率化を図っている。

○金融資産は元本回収確実性の高い債券で運用しており、保有の必要性、事務・事

<p>事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切であったか。</p> <p>・資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切に行われたか。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <p>・中期目標期間中の資金の運用は適切に行われたか。</p> <p>・資金の運用体制の整備は適切に行われたか。</p>	<p>① 金融資産の名称と内容、規模</p> <p>各年度末時点で保有している金融資産は以下の満期保有目的債券である。</p> <p>(平成 21 年度)第 90 回国庫短期証券 貸借対照表計上額 1,299,742,915 円  (平成 22 年度)第 173 回国庫短期証券 貸借対照表計上額 4,999,192,381 円  (平成 23 年度)第 296 回利付国債 貸借対照表計上額 7,995,184,421 円  (平成 24 年度)第 280 回国庫短期証券他 貸借対照表計上額 11,896,230,151 円  (平成 25 年度)第 429 回国庫短期証券他 貸借対照表計上額 16,887,691,285 円</p> <p>② 保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性)</p> <p>施設整備勘定の資金について、施設費交付事業の財源とするため、国債による運用を実施したものである。</p> <p>③ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無特になし。</p> <p>【資金運用の実績】</p> <p>各年度に行った資金運用の回数及び延べ額は以下のとおりである。</p> <p>平成 21 年度 7 回 延べ約 507 億円  平成 22 年度 7 回 延べ約 633 億円  平成 23 年度 6 回 延べ約 363 億円  平成 24 年度 11 回 延べ約 413 億円  平成 25 年度 10 回 延べ約 356 億円</p> <p>【資金の運用体制の整備状況】</p> <p>【資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容】</p> <p>資金の運用にあたっては、「ペイオフ解禁に向けた本センターの資金の管理について(平成17年3月31日理事長決定)」に基づき、理事をトップとする資金管理委員会において、資金の安全性、資金の効率性などに考慮し、金融機関及び金融商品の選定案を策定し、理事長が同委員会からの報告を受けて最終的に決定を行っている。</p>	<p>業の目的及び内容に照らした規模は適切である。</p> <p>○資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されている。</p>
--	--	---

<p>(債権の管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されたか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。</li> <li>・中期目標期間中、回収計画は適切に実施されたか。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われたか。</li> <li>・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われたか。</li> </ul>	<p>【回収計画の実施状況】</p> <p>○融資等業務による債権について</p> <p>施設費貸付事業については、項目別 27 頁「(1)施設費貸付事業」に掲載。</p> <p>なお、回収計画については、以下のとおり。</p>	<p>○貸付金、未収金等の債権について、債権回収計画が策定されており、回収計画の実施状況は適切である。</p>
--	--	---

平成26年3月末

## 施設費貸付金の回収計画表

(単位:円)

年度	貸付額	元金回収額(※1)	利子回収額(※2)	償還残高
平成16年度	54,404,075,000	-	85,604,519	54,404,075,000
平成17年度	71,226,519,000	23,022,000	893,687,813	125,607,572,000
平成18年度	65,816,541,000	2,121,046,000	1,908,377,483	189,303,067,000
平成19年度	69,124,026,000	4,712,804,000	2,943,987,435	253,714,289,000
平成20年度	67,185,791,000	7,039,629,000	3,861,031,663	313,860,451,000
平成21年度	58,169,620,000	10,625,316,000	4,666,222,630	361,404,755,000
平成22年度	38,974,159,000	15,707,394,000	5,140,882,852	384,671,520,000
平成23年度	52,130,857,000	20,052,310,000	5,454,624,538	416,750,067,000
平成24年度	53,466,116,000	23,581,802,560	5,616,637,740	446,634,380,440
平成25年度	61,770,513,000	27,173,518,440	5,651,636,933	481,231,375,000
平成26年度	-	31,040,669,000	5,457,559,987	450,190,706,000
平成27年度	-	32,310,901,000	4,470,944,425	417,879,805,000
平成28年度	-	31,539,142,000	3,571,959,385	386,340,663,000
平成29年度	-	30,943,470,000	2,761,968,057	355,397,193,000
平成30年度	-	29,973,742,000	2,052,736,763	325,423,451,000
平成31年度	-	28,543,760,000	1,406,446,862	296,879,691,000
平成32年度	-	26,259,711,000	1,033,505,855	270,619,980,000
平成33年度	-	24,740,565,000	652,514,838	245,879,415,000
平成34年度	-	23,309,526,000	379,253,783	222,569,889,000
平成35年度	-	21,783,567,000	134,665,999	200,786,322,000
平成36年度	-	19,991,170,000	-	180,795,152,000
平成37年度	-	19,991,170,000	-	160,803,982,000
平成38年度	-	19,991,170,000	-	140,812,812,000
平成39年度	-	19,991,170,000	-	120,821,642,000
平成40年度	-	19,991,170,000	-	100,830,472,000
平成41年度	-	19,422,493,000	-	81,407,979,000
平成42年度	-	17,108,217,000	-	64,299,762,000
平成43年度	-	15,047,131,000	-	49,252,631,000
平成44年度	-	13,053,849,000	-	36,198,782,000
平成45年度	-	10,873,427,000	-	25,325,355,000
平成46年度	-	8,509,073,000	-	16,816,282,000
平成47年度	-	6,933,341,000	-	9,882,941,000
平成48年度	-	5,113,355,000	-	4,769,586,000
平成49年度	-	3,390,775,000	-	1,378,811,000
平成50年度	-	1,378,811,000	-	0
合計	592,268,217,000	592,268,217,000	58,144,249,560	

※1 元金償還額には繰上償還額も含む。

※2 見直し後の利率が未確定の利息は反映していない、また利子支払い額には繰上償還に伴う経過利息及び弁済補償金を含む。

承継債務償還については、項目別 63 頁「(2)承継債務償還」に掲載。  
 なお償還計画については、以下のとおり。

平成26年3月末

承継債務に係る償還計画表

(単位:円)

年度	財政融資資金への償還			
	承継額	元金償還	利子償還	債務残高
平成16年度	1,004,736,562,000	77,129,445,000	30,985,124,745	927,607,117,000
平成17年度		75,931,162,000	28,013,597,553	851,675,955,000
平成18年度		76,547,712,000	25,201,507,465	775,128,243,000
平成19年度		76,837,401,000	22,497,965,839	698,290,842,000
平成20年度		73,797,830,000	19,936,965,088	624,493,012,000
平成21年度		66,180,820,000	17,163,349,385	558,312,192,000
平成22年度		61,435,213,000	14,800,998,866	496,876,979,000
平成23年度		59,084,159,000	12,657,456,168	437,792,820,000
平成24年度		54,948,658,000	10,621,608,002	382,844,162,000
平成25年度		50,611,036,000	8,894,128,802	332,233,126,000
平成26年度		46,107,544,000	7,087,963,941	286,125,582,000
平成27年度		43,477,544,000	5,668,828,983	242,648,038,000
平成28年度		40,772,544,000	4,420,134,025	201,875,494,000
平成29年度		37,657,544,000	3,329,880,317	164,217,950,000
平成30年度		33,037,544,000	2,391,412,859	131,180,406,000
平成31年度		28,485,044,000	1,677,941,651	102,695,362,000
平成32年度		24,457,544,000	1,141,961,693	78,237,818,000
平成33年度		19,905,044,000	765,596,735	58,332,774,000
平成34年度		16,550,044,000	520,999,277	41,782,730,000
平成35年度		13,591,969,000	344,021,819	28,190,761,000
平成36年度		10,634,769,000	214,106,824	17,555,992,000
平成37年度		8,006,569,000	118,742,254	9,549,423,000
平成38年度		5,387,494,000	57,125,346	4,161,929,000
平成39年度		3,135,338,000	21,752,888	1,026,591,000
平成40年度		1,026,591,000	3,593,068	0
合計	1,004,736,562,000	218,536,763,593		

※ 平成16年度のセンター負担分のうち、3,750百万円は附属病院整備以外に係る債務元金分である。

<p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し) ・中期目標期間中、特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討が適切に行われたか。</p>	<p>【知的財産の保有の必要性の検討状況】 知的財産を保有していない。</p>	
--	---	--

<p>【(中項目)Ⅲ-2】 2 自己収入の確保の状況</p>		<p>【評定】 A</p>												
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 大学共同利用施設について適切な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。</p>		<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所 ・実績報告書 42 頁参照</p>	H21	H22	H23	H24	H25	S	B	B	A	A		
H21	H22	H23	H24	H25										
S	B	B	A	A										
<p>評価基準</p>	<p>実績 分析・評価</p>													
<p>・大学共同利用施設について適切な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努めたか。</p>	<p>○大学共同利用施設に係る収入 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)については平成 24 年 3 月 30 日付で国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に、一橋記念講堂等については平成 24 年 5 月 17 日付で国立大学法人一橋大学にそれぞれ売却した。 なお、大学共同利用施設保有期間中の収入額は以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">＜大学共同利用施設に係る収入＞ (単位:千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学術総合センター 共用会議室</td> <td>126,575</td> <td>113,745</td> <td>112,856</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下、大学共同利用施設保有期間中における施設の利用促進に係る取組について記載。</p> <p>① 施設の利用促進 ア) 広報活動の充実</p>	区 分	H21	H22	H23	H24	H25	学術総合センター 共用会議室	126,575	113,745	112,856	—	—	<p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、大学共同利用施設は国立大学法人東京工業大学、国立大学法人大阪大学及び国立大学法人一橋大学にそれぞれ売却した。大学共同利用施設の稼働率の向上を目指して、センター主催の会議等をパンフレットの配布やメルマガ等により周知する活動も行い、法人のホームページにて、施設の詳細な概要や予約状況、利用料等を掲載することで、利用希望者が利用しやすい環境を作り、利用率の向上に努めていた。</p>
区 分	H21	H22	H23	H24	H25									
学術総合センター 共用会議室	126,575	113,745	112,856	—	—									



	<p>大学共同利用施設の稼働率の向上を目指し、会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の際に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めたほか、パンフレットのリニューアル、DMの発送等を行った。</p> <p>イ) 情報提供サービスの充実  第1期中期目標期間から引き続き、共用会議室予約システムにより、センターのウェブサイトから共用会議室の空室状況の確認及び予約申請ができるサービスを提供した。</p> <p>ウ) 施設利用に伴うサービスの提供  利用者の要望に応じて、会場の下見サービスや会場設営、機器等の貸与サービスを実施した。</p> <p>エ) 業務の外部委託の促進  第1期中期目標期間に引き続き、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、下記について外部委託を推進し、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者サポート業務</li> <li>・会場設営サービス業務</li> <li>・予約受付補助業務</li> <li>・請求補助業務</li> <li>・会議室予約管理システム管理業務</li> </ul> <p>② 大学共同利用施設の稼働率  大学共同利用施設の稼働率の向上を目指し、会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の際に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めたほか、パンフレットのリニューアル、DMの発送等を行い利用促進に努めた。</p> <p>稼働率については、下記のとおりであるが、平成22年度及び平成23年度については、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響が主たる要因で前年度に対し稼働率が減少している。</p>	
--	---	--

＜大学共同利用施設の稼働率＞						(単位:%)				
区分	H21	H22	H23	H24	H25					
会議室平均稼働率	67.43	65.45	64.00	—	—					
一橋記念講堂	74.33	65.42	60.67	—	—					
中会議室	76.32	75.45	74.70	—	—					
会議室 201	50.74	68.16	63.33	66.57	—	—				
会議室 202・203	58.82									
特別会議室	61.40	57.66	54.05	—	—					

※稼働率:利用件数(1日単位でカウント)÷利用可能日数  
 ※会議室 201 から 203 については、平成 21 年9月から、会議室間の壁を撤去し、一体の会議室とした。

【(中項目)Ⅲ-3】 3 人件費の削減、諸手当・法定外福利費等の状況及び給与水準の状況		【評定】				
<p><b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b>            平成 22 年度の常勤役職員に係る人件費を平成 17 年度(254 百万円)に比べて 5.0%以上削減する。ただし、平成 18 年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。            さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。            なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。</p>		S				
		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	S	S	S
		実績報告書等 参照箇所				
		・実績報告書 42～43 頁参照				
評価基準	実績	分析・評価				
<p><b>【総人件費改革への対応】</b>            ・中期目標期間中の総人件費改革への取組が順調に進められたか。</p>	<p>① 常勤役職員に係る人件費            給与体系の見直し、給与格付けの引き下げ、職員の昇給号俸数の抑制、人事院勧告を踏まえた給与改訂の実施により、総人件費については、平成 23 年度までに平成 17 年度決算に対して 24.9%(補正值 21.5%)の削減となり、総人件費改革の目標6%を十分に上回る実績となった。</p>	<p>○常勤役職員に係る人件費は、平成 17 年度の決算額に対して 48.0%の削減を図っている。業務縮小による影響が大きいものの、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げている。</p>				

**【給与水準】**

- ・中期目標期間中の実績について、国家公務員と比べて給与水準の高い理由及び講じた措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・法人の給与水準自体が(民間等と比べて)社会的な理解の得られる水準となっているか。
- ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して、法人において検証がされていたか。

**【総人件費改革への対応】**

	人件費決算額	対 17 年度 人件費削減率	対 17 年度 人件費削減率 (補正值)
17 年度実績	252,248 千円	—	—
18 年度実績	222,718 千円	11.7%	11.7%
19 年度実績	228,365 千円	9.5%	10.2%
20 年度実績	216,786 千円	14.1%	14.8%
21 年度実績	197,841 千円	21.6%	19.9%
22 年度実績	212,018 千円	15.9%	12.7%
23 年度実績	189,436 千円	24.9%	21.5%

※上記金額は、総人件費改革相当額のため、平成 17 年度から平成 23 年度までの記載としている。

**【ラスパイレス指数(中期目標期間実績)】**

② 事務職員の給与水準

職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与規則等の必要な見直しを適宜行っており、国家公務員の給与制度に準拠したものとなっている。そのため、採用時及び昇給時等に決定される個々の職員の俸給月額については、国家公務員と同じ基準で決定されたものになっている。一方で、毎年度の事務職員の対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は 100 を上回るものとなっているが、これは、事務所が千葉市と東京 23 区に所在することによる地域手当の影響によるもので、これを勘案した指数は、平成 21 年度を除き 100 未満となっており、国家公務員の給与水準とほぼ同程度の水準となっている。

また、平成 21 年度の地域勘案指数が 100 を上回っているが、これは平成 21 年度の指数算定対象者に占める管理職員の割合が 33.3%と高くなっていたことが要因である。当センターにおいては、事務職員数が 20 名程度と小規模な組織であり、かつ人事交流により即戦力となる職員を確保していることから、人事異動により指数算定対象者が入れ替わるため、年度によって指数算定対象者における管理職員の割合が大きく変動し、これに連動して指数の値が変動することとなる。なお、平成 21 年度の事務職員総数 20 名に占める管理職員 5 名の割合は 25.0%となっており、国における同等の職員の割合 26.0%と同程度であり、当センタ

○給与水準について、国家公務員との比較を行い、水準の適切性を検証している。事務職員の給与については、地域を勘案した指数で国家公務員の給与と比較した場合、社会的な理解が得られる水準となっている。

<p><b>【諸手当・法定外福利費】</b>  ・中期目標期間中、法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われたか。</p>	<p>一の管理職員が多いわけではなく、特段の問題はないと考える。</p> <p><b>【福利厚生費の見直し状況】</b></p> <p>③ レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況  レクリエーション経費及び諸手当については、全て国に準拠しており、第2期中期目標期間における該当はない。</p> <p>④ 法定外福利費の状況  法定外福利費については、国と同様の規程により運用を行っている。</p>	<p>○法定外福利費の支出は適切である。</p>
---	--	--------------------------

**S 評定の根拠(A 評定との違い)**

**【定量的根拠】**

(23年度)

・平成23年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、189,437千円であった。これは、平成17年度の決算額252,248千円に対し24.9%の削減となり、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績となっており、評価できる。

(24年度)

・常勤役職員に係る人件費は、業務縮小による影響が大きいものの、平成25年度の決算額においては、平成17年度の決算額に対して50.9%の削減を図り、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げている。

(25年度)

・常勤役職員に係る人件費は、業務縮小による影響が大きいものの、平成17年度の決算額に対して48.0%の削減を図り、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げている。

**【定性的根拠】**

・常勤役職員の人件費を大幅に削減している。

【(大項目)Ⅳ】 IV 短期借入金の限度額		【評定】				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 1 短期借入額の限度額 101 億円とする。  2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)等が生じた場合に対応するため。		—				
		H21	H22	H23	H24	H25
		-	-	-	-	-
		<b>実績報告書等 参照箇所</b> ・実績報告書 44 頁参照				
評価基準	実績	分析・評価				
<b>【短期借入金の限度額】</b> ・中期目標期間中の短期借入の実績はあったか。有る場合は、その額及び必要性は適切であったか。(短期借入金の限度額は 101 億円。想定される理由としては、運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)等が生じた場合に対応するため。)	<b>【短期借入金の有無及び金額】</b> <b>【必要性及び適切性】</b> 本中期目標期間において、実績はなかった。					

	V 重要な財産の処分等に関する計画	【評定】				
【概要】 予定なし。	—					
	H21	H22	H23	H24	H25	
	-	-	-	-	-	
	・実績報告書 44 頁参照					
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
<b>【重要な財産の処分等に関する計画】</b> ・重要な財産の処分に関する計画はあったか。有る場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められたか。	<b>【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】</b> 中期計画においては、重要な財産を譲渡する計画はなかったが、その後の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により保有資産の見直しを行い、キャンパス・イノベーションセンター(東京及び大阪)については平成 24 年 3 月 30 日付で国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学に、一橋記念講堂等については平成 24 年 5 月 17 日付で国立大学法人一橋大学にそれぞれ売却した。	○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、保有資産の見直しを行い、キャンパス・イノベーションセンター及び一橋記念講堂等について、それぞれ計画どおり売却を行っている。				

【(大項目)VI】 VI 剰余金の使途		【評定】				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> ・ 調査研究の充実 ・ 情報提供の充実		A				
		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b> ・実績報告書 44 頁参照				
評価基準	実績	分析・評価				
<b>【剰余金の使途】</b> ・中期目標期間中の利益剰余金はあったか。有る場合はその要因は適切であったか。  ・中期目標期間中の目的積立金の実績はあったか。有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されたか。	<b>【利益剰余金の有無及びその要因】</b> →【参考資料2】参照  <b>【目的積立金の有無及び活用状況】</b> 目的積立金はない。	○適切な要因による利益剰余金である。				

【(大項目)Ⅶ】	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	【評定】 A														
【(中項目)Ⅶ-1】	1 人事管理の状況	【評定】 A														
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。</p> <p>(2)人員に係る指標</p> <p>常勤職員数については、抑制する。</p> <p>(参考1)</p> <p>① 期初の常勤職員数 26人</p> <p>② 期末の常勤職員数見込み 26人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 1,193百万円</p> <p>ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。</p>		<table border="1" data-bbox="1585 422 2154 502"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p><b>実績報告書等 参照箇所</b></p> <p>・実績報告書 44～45 頁参照</p>					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24	H25												
A	A	A	A	A												
評価基準	実績	分析・評価														
<p>【人事に関する計画】</p> <p>・以下の人事に関する計画の進捗状況は順調か。</p> <p>・人事管理は適切に行われているか。</p> <p>① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人</p>	<p>【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>① 人事管理の方針</p> <p>事務組織については、第2期中期目標期間当初は、理事長、理事の下、1部(総務部)3課(総務課、施設助成課、経営支援課)、事務職員総数 20人の体制で開始したが、その後、業務内容の変更等に伴い、必要に応じて組織の見直しを行った結果、最終的に1部2課、事務職員総数16人の体制とし、各事業を実施している。</p>	<p>○人事に関する計画は、第2期中期目標期間当初は総数20人の体制で開始したが、業務内容の変更等に伴い、必要に応じて組織の見直しを行った結果、当初見込んでいた期末の常勤職員数26人の見込みを下回る16名の体制になり、各事業を効率的・効果的に実施している。国立大学法人からの人事交流などにより、質の高い人材の確</p>														



事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

②専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

③常勤職員数については、抑制する。

(参考1)

① 期初の常勤職員数 26人

② 期末の常勤職員数見込み 26人

(参考2)

人事交流については、当センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施している。

<常勤職員数の推移>

(単位:人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25
定員	26	26	23	19	19
実員	23	24	21	15	16

② 職員研修

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り研修等に参加させ、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。

また、平成23年度からは職場内での研修会等も積極的に実施しており、外部機関で研修を受講した当センター職員を講師とした研修を行うとともに、平成24年度からは、業務に関し、理事長及び理事による講話(平成24年度:5回、平成25年度:2回)を実施し、当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。

<研修参加実績>

年度	H21	H22	H23	H24	H25	合計
件数	14件	19件	26件	36件	35件	130件
延べ出席人数	26名	32名	42名	64名	87名	251名

③ 人件費に関する指標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年度法律第47号)等に示された方針に基づき、第2期中期目標期間中の人件費を適切に削減した。

保を図り、職員の計画的且つ適正な配置を行っている。

○職員の研修は積極的に進められており、また理事長及び理事による講話を実施するとともに、所内のセミナーや研修会により、職員の専門性の向上を図っている。

中期目標期間中の人件費総額  
中期目標期間中の人件費総額見込み  
1,193 百万円

ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。

<総人件費改革の取組状況>

(単位:千円)

	H17 (基準年)	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	252,248	197,841	212,018	189,436	123,881	131,285

※ 退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。

【(中項目)Ⅶ-2】

2 中期目標期間を超える債務負担の状況

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

長期借入金 (単位:百万円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25
長期借入金 償還金	74,973	74,368	75,947	75,674	75,410

区分	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	376,372	817,424	1,193,796

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

・実績報告書 45 頁参照

評価基準

【中期目標期間を超える債務負担】  
・中期目標期間を超える債務負担は有るか。  
有る場合は、その理由は適切か。

実績

【中期目標期間を超える債務負担】  
第二期中期目標期間中に 374,637 百万円の償還を行った。  
なお、当該中期目標期間中における各年度の長期借入金償還額は以下のとおり。

<長期借入金償還金>

区分	中期計画	実績
平成 21 年度	74,973	75,016
平成 22 年度	74,368	74,655
平成 23 年度	75,947	74,946
平成 24 年度	75,674	75,060
平成 25 年度	75,410	73,959
期間合計	376,372	374,637
次年度以降 償還額	817,424	788,465
総債務 償還額	1,193,796	1,163,101

分析・評価

○債務負担は適切に処理されている。